# さいしん

第 42 号

2011年12月11日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000円／郵便振替口座番号：00120-3-410592／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒101-0061 東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com



一刻も早い
再審へ！
Free HAKAMADA Now!

「５点の衣類」のDNA再鑑定
いよいよ提出期日迫る！
結果は!?
未開示176点
証拠開示へ！

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
**http://www.free-hakamada.com**

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

# Contents


○弁護団レポート「静岡地裁が検察に証拠開示を勧告！」……2
「第 11 回三者協議で検察が証拠開示 / 供述テープの存在も明らかに」　福田……4
○報　告　面会報告　福田……5
○「袴田事件」トピックス「アジアの冤罪死刑事件の事例集に袴田事件」「後楽園ホールでリングアピール」他　小石、校條、他　6
○報　告　英国会議員・ダブス卿との面会記録　笠井さん……12
○オピニオン　大詰めを迎えた冤罪「袴田事件」第二次再審請求審　石井……15
○オピニオン　検察が 45 年前の供述テープを開示しないのは、自分たちに都合の悪い内容だから？　どんわんたろうさん…16
○報　告　「11・19 冤罪袴田事件の再審を求める市民集会」　石井……18
○資　料　新聞記事集……23
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 40


Free Hakamada Now!!!

# 弁護団レポート

共同代表・福田勇人

## ★静岡地裁が検察に証拠開示を勧告！★

2011 年 12 月 5 日 ( 月 ) 静岡地裁刑事第 1 部の原田保孝裁判長は、これまで弁護団が開示請求していた公判未提出証拠のうち、検察官が存在を認めた証拠の全てを弁護団に開示するよう検察官に勧告しました。30 年以上に及ぶ袴田事件再審請求の長い歴史の中で、裁判所が証拠開示勧告を出したのはこれが初めてであり、まさに画期的な出来事です。

そしてこの勧告が画期的なのは、開示の範囲を限定せず、検察が存在を認めた証拠の全てとすることによって、これまで検察が意見書で展開してきた開示拒否の主張を裁判所は認めないと明確に意思表示したからです。

今回開示勧告が出された証拠の詳細は 3 ページのリストを参照して下さい。また、それらの証拠を種類別に分類すると次のようになります。

・捜査報告書・メモ類 :5 通
・供述調書 :1 通
・鑑定書類 :4 通
・捜索差押関係書類 :9 通
・任意提出書 :2 通
・写真 :20 枚
・ネガフィルム :100 枚
・録音テープ :1 巻
・袴田さん否認調書 :12 通
・袴田さん自白調書 :15 通
・袴田さん弁解録取書 :1 通
・袴田さん質問調書 :1 通
・袴田さん承諾書・確認書 :4 通
・袴田さん任意提出書 :1 通

勧告を受けた検察はこれらの証拠 ( 合計 176 点 ) を全て開示するとの方針をその日のうちに明らかにしました。こうした証拠開示に対する裁判所と検察の姿勢を弁護団の小川秀世事務局長は高く評価しています。確かにこれが再審開始に向けた大きな前進であることは間違いありませんが、

今回の勧告によって開示されることになった証拠は、検察が意見書で存在を認めたものだけで、存在するかどうか明確に述べていない多数の証拠については開示対象から外れています。検察が存在しないと回答した証拠についても、そもそもその回答自体が本当に信用できるのか非常に疑問です。

弁護団は以前から検察官手持ち証拠のリストの開示請求を検討しているものの、これまで９回にわたって行なってきた証拠開示命令申立てにそれは含まれていません。検察の回答が信用できるものかどうかを判断するには、証拠リストを開示させて検討するほかありません。今はそれを開示させる絶好のチャンスなので、弁護団にはすぐにでも証拠リストの開示請求をしてほしいと思います。

裁判所は勧告を出したあとすぐに弁護団と検察に対し臨時で三者協議を行いたいと打診してきました。そしてその後の三者間の調整で今月 12 日 ( 月 ) の午前９時 30 分から次回三者協議を開催することが決定しました。ただし、このときに 176 点の証拠全てが開示されるのか現時点ではっきりしていません。

いずれにせよ、未提出証拠は検察に開示させればそれで終わりというものではなく、開示された証拠の分析こそが重要です。弁護団にはこれまで開示された証拠と併せて、早急且つ詳細に 176 点の証拠の分析を行なってもらい、袴田さんの無実を示す新証拠の発掘につなげてほしいと思います。そのためには私たち支援者も弁護団を強力に

裁判所開示勧告証拠リスト

| | 作成日 | 表題 | 作成者 | 関連証拠等 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 昭和 41 年７月５日 | 捜査報告書 | 司法巡査 | クリ小刀 |
| 2 | 昭和 41 年７月５日 | 捜査報告書と題する書面 | 司法巡査 | クリ小刀 |
| 3 | 昭和 41 年７月 25 日 | 刃物店店員の供述調書 | 司法警察員 | クリ小刀 |
| 4 | 不明 | クリ小刀と題するメモ | 不明 | クリ小刀 |
| 5 | 昭和 41 年８月 25 日 | 鑑定結果の回答について | 県警本部長 | パジャマ |
| 6 | 昭和 41 年８月 15 日 | 鑑定書 | 科警研技官 | パジャマ |
| 7 | 昭和 41 年 11 月 11 日 | 鑑定経過の回答について | 県警本部長 | パジャマ |
| 8 | 昭和 41 年 10 月 20 日 | 鑑定結果回答書 | 科警研技官 | パジャマ |
| 9 | 昭和 41 年９月 22 日頃 | 第１工場・従業員寮等の検証時の写真３枚 | 司法巡査 | 自白 |
| 10 | 昭和 41 年９月 22 日頃 | 同ネガフィルム 22 枚 | 司法巡査 | 自白 |
| 11 | 昭和 41 年９月 14 日頃 | 第１工場Ｃ温醸室の実況見分時の写真１枚 | 司法警察員 | 自白 |
| 12 | 昭和 41 年９月 14 日頃 | 同ネガフィルム 18 枚 | 司法警察員 | 自白 |
| 13 | 昭和 41 年９月 12 日頃 | 裏木戸等の実況見分時のネガフィルム 35 枚 | 司法巡査 | 自白 |
| 14 | 昭和 41 年９月 19 日頃 | 表土間等の実況見分時のネガフィルム７枚 | 司法警察員 | 自白 |
| 15 | 昭和 41 年７月４日～同年９月 30 日 | 袴田さんの供述調書 24 通 | 司法警察員 | 自白 |
| 16 | 昭和 41 年８月 20・21・31 日 | 袴田さんの供述調書３通 | 検察官 | 自白 |
| 17 | 昭和 41 年８月 18 日 | 袴田さんの弁解録取書 | 司法警察員 | 自白 |
| 18 | 昭和 41 年８月 21 日 | 袴田さんの質問調書 | 裁判官 | 自白 |
| 19 | 昭和 41 年９月６・12・21 日 | 承諾書３通 | 袴田巖 | 自白 |
| 20 | 昭和 41 年９月 13 日 | 確認書 | 袴田巖 | 自白 |
| 21 | 昭和 41 年９月 13 日 | 任意提出書 | 袴田巖 | 自白 |
| 22 | 昭和 41 年８月 17 日 | 袴田さんの兄姉方の捜索差押許可状請求書３通 | 司法警察員 | 全般 |
| 23 | 昭和 41 年８月 17 日 | 同捜索差押許可状３通 | 裁判官 | 全般 |
| 24 | 昭和 41 年８月 18 日 | 同捜索差押調書３通 | 司法警察員 | 全般 |
| 25 | 昭和 41 年８月 18 日 | 同捜査報告書 | 司法警察員 | 全般 |
| 26 | 昭和 41 年８月 18 日 | 任意提出書２通 | 袴田さんの義兄 | 全般 |
| 27 | 昭和 41 年８月 18 日頃 | 同捜索時の写真 16 枚 | 司法警察員 | 全般 |
| 28 | 昭和 41 年８月 18 日頃 | 同捜索時のネガフィルム 18 枚 | 司法警察員 | 全般 |
| 29 | 昭和 41 年９月 27 日 | 捜査報告書 | 司法警察員 | 黒革財布 |
| 30 | 昭和 41 年９月 21 日 | 袴田さん取調べ時の録音テープ | 司法警察員 | 自白 |

## ★第 11 回三者協議で検察が証拠開示／供述テープの存在も明らかに★

11 月 21 日 (月) 午前 11 時から静岡地裁で行われた裁判所・検察・弁護団による 11 回目の三者協議で、静岡地検の林享男検事は、5 日前の 16 日に裁判所に提出していた意見書で「開示する」としていた証拠、合計 123 点を任意に開示しました (詳細はリスト参照)。

検察官開示証拠リスト

| | 作成日 | 表題 | 作成者 | 関連証拠等 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 昭和 41 年 8 月 17 日 | 第 1 工場・従業員寮・袴田さんの実家の捜索差押許可状請求書 2 通 | 司法警察員 | 全般 |
| 2 | 昭和 41 年 8 月 17 日 | 同捜索差押許可状 2 通 | 裁判官 | 全般 |
| 3 | 昭和 41 年 8 月 18 日 | 同捜索差押調書 | 司法警察員 | 全般 |
| 4 | 昭和 41 年 8 月 18 日 | 任意提出書 2 通 | 袴田さんの義姉 | 全般 |
| 5 | 昭和 41 年 8 月 18 日 | 領置調書 2 通 | 司法警察員 | 全般 |
| 6 | 昭和 41 年 8 月 18 日 | 同捜索差押調書 | 司法警察員 | 全般 |
| 7 | 昭和 41 年 8 月 18 日頃 | 同捜索時の写真 23 枚 | 不明 | 全般 |
| 8 | 昭和 41 年 8 月 18 日頃 | 同ネガフィルム 41 枚 | 不明 | 全般 |
| 9 | 昭和 42 年 9 月 10 日 | 捜査報告書 | 司法警察員 | 5 点の衣類 |
| 10 | 昭和 42 年 8 月 31 日～9 月 4 日及び 7 日 | こがね味噌従業員 24 人の供述調書 48 通 | 司法警察員 | 5 点の衣類 |

この検察の意見書は、前回 8 月 29 日の三者協議時に、検察が 11 月 11 日までに提出するとされましたが、その後検察から提出が間に合わないとの連絡があり、結局 5 日遅れで提出されたものです。そこには、弁護団がこれまで開示を求めていた証拠のうち、検察が開示していないものについて、存在の有無や不開示の理由等が記載されているのですが、「袴田の供述内容を録音したテープは存在する」との記載があり、今回初めて袴田さんの取調べ状況を録音したテープが存在することが明らかになりました。

ただし、検察はこの録音テープの録音時期や取調べ主体などの詳細について回答を避けた上に、「5 点の衣類」以外の証拠について、「『警察による証拠のねつ造』をうんぬんする弁護人の主張を検討しても、それは憶測の域を出ない独自の主張を前提とする証拠漁りと評すべきもの」と一蹴し、確定判決の証拠構造に何ら影響しないという理由で、その全てについて開示を拒否しました。

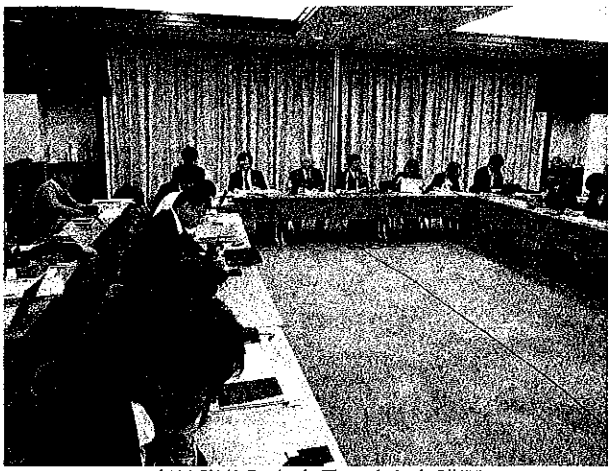
これに対し裁判所は、意見書で存在を認めた証拠のうち、依然その特定が不十分なものがあるとし、証拠の標目と作成日付を記載するよう検察に求めました。そして検察は 12 月 2 日までに回答すると述べました。

また、この日の協議では、検察が今次再審請求全体に対する意見書を 12 月 16 日までに提出することも決まり、弁護団は「再審請求理由補充書 5」を提出しました。この補充書は 2 次再審請求で弁護団がこれまでほとんど主張してこなかった「5 点の衣類」以外の証拠 (強取現金やクリ小刀など) についても、その虚偽性・不合理性を指摘し、今次再審請求の主張の範囲を事件全体に広げることを意図し、証拠開示をめぐる攻防において検察から出された「弁護団が主張していない証拠まで開示する必要はない」との反論に対抗する狙いもあります。なお、次の三者協議の期日は来年 2 月 3 日 (木) 午前 11 時と決まりました (前述のとおり今月 12 日に臨時の三者協議が行われることになりました)。

その後検察は裁判所の要請に対する回答として 11 月 30 日に意見書を提出し、それを受けた裁判所が、前述のとおり 12 月 5 日に証拠開示勧告を出すことになったわけです。

30年以上の時を経て漸く開いた証拠開示の扉ですが、残念ながら全面開示にはまだ至っていません。検察は松川事件における「諏訪メモ」級の重要証拠を依然隠しているに違いありません。今回の勧告に満足することなくさらに証拠開示への圧力を強め、捜査機関が保有する全ての証拠へのアクセス権（公正・公平な裁判を実現するために不可欠な当然の権利）を確立するまで、皆さん声を上げていきましょう！
■


三者協議に向かう弁護団


三者協議後記者会見に臨む弁護団

# 面会報告

共同代表 福田勇人

**2011年10月7日（金）**

（ボクシング協会新田さんによる「ブログ袴田巖支援報告」からの転載）

10月7日（金）東京拘置所へ、再審を求める会の福田勇人さんと２名で、袴田さんの面会に訪れました。通常、福田さんは「面会が認められていない」という理由で、面会申請を受け付けてもらえないのですが、今回は、「上の者に確認させてもらいます」と、一度検討を待つことになりました。

これまでは、検討さえもしてもらえず、その場で申請却下だったのですが、今回は、拘置所へ面会事前通知の手紙を送付しているお陰か、所長の人事異動があったのか、それとも、DNA鑑定実施の決定が影響しているのか、「ひょっとしたら・・・」と、福田さんの面会許可への期待が膨らみました。しかし、「やはり認められない」との結論に至り、ぬか喜びとなってしまいました。ただ、何か変化がおこっているというムードが感じられました。

新田のみ面会申請が認められ、暫く待ったのですが、「呼んでも出てこない。返事もない」とのことで、残念ながら、今回も面会は出来ませんでした。

ボクシング雑誌と花を差し入れ、今回も、トボトボと拘置所を後にしました。DNA鑑定の結果提出期限は、12月22日。最終ラウンド逆転KO勝利を願う。

（転載終わり）


袴田さんの面会拒否が続く中、東京拘置所に通い続ける新田さん

**2011年10月11日（火）**

午前中、袴田秀子さん、清水救援会の山崎さん、

浜松救援会の寺澤さんと笠井さんが拘置所を訪れ、まず寺澤さんと笠井さんが面会を申し込みましたが拘置所の決定で面会を許可されず、その後秀子さんと山崎さんで申請し直し、しばらく待っていましたが「本人が出てこない」とのことで結局面会できませんでした。

**2011年10月26日(水)**

午前10時過ぎ、袴田秀子さんが面会を申し込みましたが、前回同様「本人が出てこない」とのことで面会できませんでした。

**2011年11月28日(月)**

午後1時ごろ、弁護団の戸舘弁護士が面会を申し込みました。15分くらい待たされてから、拘置所職員の立ち会い付きで30分の面会を許可され、待合室で待機していると、「本人が会いたくないと言っている」と職員から告げられたそうです。そこで、戸舘弁護士は「弁護士がどうしても会いたいと言っていると伝えてくれ」と再度お願いしたところ、それでも袴田さんの答えは同じで面会できず、しかも袴田さんは「帰れ」とも言ったそうです。

**2011年11月29日(火)**

午前10時30分過ぎ、新田さん、ライターの渋谷さんと私の3人で東京拘置所を訪れました。渋谷さんと私はいつものように拘置所決定で面会不許可でした。また新田さんも職員から「本人が『用がない』と言って部屋から出てこないそうです」ということで、面会は実現しませんでした。

**2011年12月1日(木)**

午前10時過ぎ、秀子さんと山崎さんで面会申請。「本人が出てこない」と拘置所職員から告げられ面会できず。

**2011年12月6日(火)**

午前中、秀子さんと寺澤さんが、取材で同行したNHK・朝日新聞・静岡朝日テレビの記者らと拘置所を訪れ、先ず記者3名で面会を申請しましたが全員門前払い。その後秀子さんと寺澤さんで申請し直したところ、寺澤さんは面会不許可。秀子さんも「本人が忙しいと言っている」と職員に告げられ面会できませんでした。

昨年の7月から始まった袴田さんの面会拒否は1年5か月に及ぼうとしています。DNA鑑定のことや、証拠開示勧告のことを袴田さんに伝えたいのですが叶いません。肉体的・精神的な病状が悪化していなければよいのですが・・・。■

# 「袴田事件」トピックス

## ★アジアの冤罪死刑事件の事例集に袴田事件★

小石勝朗

23カ国のNGOや弁護士らでつくる「死刑に反対するアジアネットワーク(ADPAN)」が12月6日、アジアの不公正な裁判について報告書を発表した。同時に、冤罪の可能性が高い8つの死刑事件の事例集もまとめており、日本からは袴田事件を取り上げている。これに合わせて、袴田巖死刑囚(75)の姉の袴田秀子さんが同日、東京で記者会見し、弟の近況や再審への思いを語った。

「(逮捕から)46年目になります。拘置所に入ったままでございます。30年来、毎月面会に行っております」。秀子さんは、こう切り出した。そして、昨夏から弟が面会を拒んでおり、この日も「本人が忙しいと言って出てこない」と拘置所に告げられて会えなかったことを明かした。

一方で、この前日に静岡地裁が検察に対して証拠開示を勧告したことなどに触れ、「再審請求は

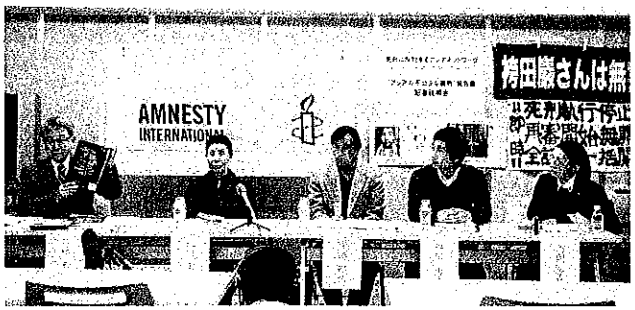
着々と進んでおります。皆さんの支援のおかげです。12月22日に面会に行くので、巖になんとか知らせたい」と話した。

記者との質疑応答では、証拠開示について「弁護士が再審開始につながる資料を見つけてくれると思っている」、福井女子中学生殺人事件で再審開始決定が出たことについては「いい流れで期待を大きくしている」と答えた。

袴田死刑囚の体調を問われると、「血圧や体重は(拘置所に)聞きに行くと教えてくれますが、拘禁症や糖尿病、認知症の説明はありません」と心配を語った。それでも、会見の最後に「(再審を請求してから)今が一番いい時期です」と述べ、今後の展開を前向きにとらえていることを強調していた。

記者会見には「袴田巖さんの再審を求める会」の福田勇人・共同代表ら支援者３人も参加。福田氏は会の活動を紹介したうえで、「DNA鑑定で状況がガラリと変わる可能性がある。証拠開示の不公正さとともに、注目して報道してほしい」とアピールした。

〈以上〉



記者会見に臨む袴田ひで子さんほか支援者ら

## ★後楽園ホールでリングアピール！★

共同代表　校條　実

12月5日後楽園ホールで開かれた「トクホンダッシュエアロ第87弾」にて、トクホン真闘ジム佐々木隆雄会長のご好意で、今回も試合のパンフレットに当会のリーフレットを挟ませて頂き、袴田巖さんへの支援のリングアピールをさせて頂きました。有難うございます！

佐々木会長はもう34年もリング上で袴田巖さんを支援し続けています。前回第86弾のリング上で初めて読ませて頂き、今回も引用させて頂いた佐々木会長のメッセージの中にある、巖さんが佐々木会長に宛てた手紙を紹介させていただきます。

『佐々木会長様、リングの中で応援して下さっているとの事、誠に誠に有難う様でございます。リングの中は、前も後も右も左も、皆、お客様が観ておられます。その中で、拳ひとつだけで闘ってきた事が私の唯一の誇りなのです。リングの中において応援して下さる事が何よりの真実であり、本当に、本当に嬉しいです。リングの中においても、リングを下りてからも反則行為は一度たりともしておりません。何卒、何卒、何卒、宜しくお願い致します。』

今は面会もままならない巖さんが、かつては気丈に拘置所の中から我々に無実を発信し続けていた事を私たちは忘れてはいけない。その声にこの今、なんとか応えねば！壁を突き破ろうとする意思を司法関係者も含め、私たち一人一人が持たなければ。

興行の最後にフロアで佐々木会長が私達のいる側に立って「袴田巖様を宜しくお願い致します！」と腹の底から何度もお客さんにアピールされていた事に胸を熱くしました。Free Hakamada Now！



リングアピールする校條共同代表

ANTI
DEATH
PENALTY
ASIA
NETWORK

# 袴田巌
# 日本



1936年生まれの元ボクサー、**袴田巌**は、1966年に殺人で逮捕され、1968年に死刑判決を言い渡された。

警察は逮捕後、1966年8月18日から9月9日までの23日間にわたって徹底的な取調べを行った。袴田は毎日平均12時間におよぶ休憩なしの取調べを受け、このうち3回は、取調べが14時間以上におよんだ。20日後、袴田は「自白」し、その3日後に起訴された。この間に袴田は、犯行を自白したとされる一連の文書に署名した。後に袴田は、さらに別の自白調書にも署名したが、それは検事が用意したものだった。

袴田は裁判で、拘禁されている期間は水も食べ物も与えられず、トイレにも行かせてもらえず、殴られたり蹴られたりしたと主張して、取調べ中の供述を撤回した。姉あての手紙の中で袴田は次のように書いている。

「取調べ官の１人が僕の親指をインクパッドにつけ、自白調書の上に持っていって、『ここに名前を書け！』と命令して、どなったり蹴ったり腕をひねりあげたりした」

袴田は裁判前、3人の弁護士と1回ずつ、計3回の短時間の面会をしただけだった。1968年の静岡地方裁判所での審理で、判事らは、検察が提出した袴田の署名入りの自白調書は、任意に署名されたものではないのではないか、という懸念を示した。提出された45通の調書のうち、任意に署名したとみなされたのは1通だけで、残りは証拠として認められなかった。袴田は有罪となり、死刑判決を受けた。1980年、最高裁判所は死刑判決を支持した。

2007年、静岡地方裁判所で1968年に袴田に死刑判決を言い渡した3人の判事のうちの１人、熊本典道が、袴田は無罪だと思っていたと語った。

**“袴田巌が無罪だと、私以外の２人の裁判官を説得することができなかったために、有罪の判決を言い渡さざるを得ませんでした。判決は多数決で決まるのです。私としては、判決文を書かなくてはならなかったことは良心に反したことでした。今日までそのことが頭にあります”**

熊本典道、静岡地方裁判所元判事、2007年

「客観的に見て、袴田がやったという証拠はほとんどなかったのです。でも、捜査官は最初から袴田が犯人だと考えていました。だから警察はその観点から捜査をしたのです。警察はすでに逮捕していた袴田を、勾留して自白させました」

熊本典道は袴田の無実を信じながらも死刑判決を下さざるを得なかった。「私は良心の呵責に耐えかねて、裁判官という職業を辞めました…大変な罪悪感でした」

袴田の弁護団は1981年に再審請求したが、1994年に最高裁で棄却された。2008年に静岡地方裁判所に対して行われた二度目の再審請求の結果は、まだ出ていない。

**拷問と虐待**

**弁護士を付される権利の侵害**

45年以上も無実を訴えてきた袴田は、日本で最も長く拘禁されている死刑囚の１人である。日本では、死刑囚は全員が独居拘禁される。袴田は、姉、弁護士、限られた支援者との短時間の面会以外は、30年以上も独房に入れられてきた。現在、精神状態が、深刻な悪化の兆しを見せている。

日本の刑事司法制度は、有罪を確保するために、代用監獄制度の下で引き出された自白に大きく依存している。この制度では、警察は被疑者を最長23日間にわたって勾留し、弁護人の立会いなしで取り調べることができる。この間に拷問や虐待によって自白が得られることが通例で、日本の有罪率は、99パーセントである。
死刑相当犯罪は19あるが、実際には殺人で有罪となった場合にのみ死刑判決が言い渡される。現在死刑囚は100人を超える。2006年から2010年の間に37人が処刑された。執行はすべて秘密裏に行われる。死刑囚は執行のほんの数時間前に知らされ、家族は執行後にしか知らされない。

## 今すぐ行動を！

**当局に以下の要請をしてください**

- 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、袴田巌の死刑執行を止めるよう要請する
- 袴田巌が、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって再審を受けることを保障するよう要請する
- 拷問と虐待の申立て、および効果的な法的支援を受ける権利を侵害されたことについて、調査するよう要請する
- 代用監獄制度を廃止するか、あるいは、すべての取調べ過程に電子的記録を導入することを含め、この制度を国際基準に合致させるよう要請する
- 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- 法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する

**宛先(法務大臣)**
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省
平岡秀夫法務大臣
ファックス：03 5511 7200
(広報室等を経由)

ADPAN
2011年12月
Index: ASA 01/022/2011 Japanese
www.facebook.com/groups/358635539514/

ANTI DEATH PENALTY ASIA NETWORK

## ★世界死刑廃止デー集会★

小石勝朗

世界死刑廃止デーに合わせて「響かせあおう死刑廃止の声」をテーマにした集会が10月8日、東京都新宿区で開かれた。「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」が主催し、会場の定員400人を超す人たちが参加した。

集会では、今年6月時点での確定死刑囚120人へのアンケート結果が報告された。86人が回答しており、「生きているから償えると思っています」「戦争と死刑は国家による犯罪です」といった声が紹介された。回答者の6割が再審請求中で、「一日も早く再審を開始して、無罪を決定してください」という切実な訴えが寄せられていた。

作家の辺見庸氏の講演もあり、千葉景子・元法相による死刑執行に触れて「死刑廃止運動からもファシズムは生まれ得る」と批判。「死刑には根底から反対したい」と強調した。

〈以上〉

## ★狭山事件の再審を求める市民集会★

平野君子

2011年12月1日(木)午後1時より、日比谷野外音楽堂に於いて、「狭山事件の再審を求める市民集会」「なくせ冤罪！いまこそ取り調べの可視化・証拠開示の法制化を！」が開かれました。
あいにくの寒い雨の中、4000人が集まりました。今、証拠開示の包囲網が作られていて、大きなチャンスなので、再審開始のチャンスにしたいという事で、開かれました。

石川一夫さんの挨拶

寒い中たくさんの人が集まってくださりありがとうございます。証拠開示の大きな動きが出始めていますが、まだまだ未開示の証拠があります。皆さんの協力のもと、全力で闘います。よろしくお願いします。

その後、冤罪当事者からの可視化・証拠開示法制化の訴えがありました。{桜井昌司さん(布川事件)、菅家利和さん(足利事件)、川畑幸夫さん(志布志「踏み字」強要事件)、藤山忠さん(志布志事件えん罪国賠訴訟原告団長)、今井恭平さん(無実のゴビンダさんを支える会)}

袴田ひで子さんからは、“午前中、東京拘置所に巌さんの面会に行ったが、房から出ないとのことで、面会出来なかった。身体の具合も心配です。皆様のご支援よろしくお願いします。”と、挨拶がありました。

又、袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会の山崎さんが、袴田巌死刑囚の取調べの録音テープなどの存在が明らかになり、静岡地裁に開示するよう申し入れをしたとのことなどが、報告されました。

最後に集会アピールを採択し、衆議院議員面会所、参議院議員面会所まで、請願デモを行いました。



取調べの可視化・証拠開示の法制化を議員会館に請願するデモ



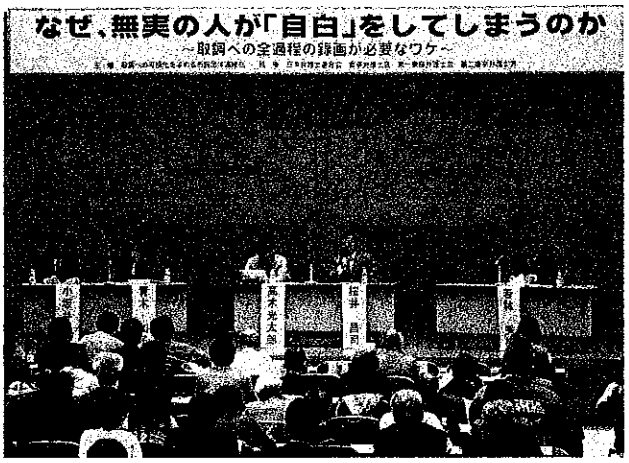
## ★取調べの可視化を求める市民集会：なぜ、無実の人が『自白』をしてしまうのか～取調べの全過程の録画が必要なワケ～に参加してきました。★

久松絵美子

取調べの可視化を求める市民集会：なぜ、無実の人が『自白』をしてしまうのか ～取調べの全過程の録画が必要なワケ～ に参加してきました。

今回の基調講演、「自白の心理学―なぜ無実の人が『自白』をしてしまうのか」で、講師の高木光太郎先生（青山学院大学法心理学）の話がとても興味深かったです。菅谷さんの取調べを録音したテープの文字お越しを読み上げながら、自白へのプロセスを説明してくれたのですが、この取り上げた部分は、どちらかというと、穏やかな口調で話を進めていて、多分そのテープを聞いたり、また文章をさらっと読んだとしても、虚偽の自白ということがもしかしたら判らなかったかもしれません。しかし、先生の注釈を聞いていると、取調べ官の手法、じわじわと追いつめられて行く様子、菅谷さんの心理状況の変化がわかり、ほんとにぞっとしてしまいました。それから、もともと一般の生活は「信頼」で成り立っていて、例えば友人に「昨日、新橋で入った居酒屋が、お酒が美味しかったよ」と言ったところ、「そんなの嘘だね」となぜか信じてもらえなかったとすると、もの凄く動揺して、説明しようとするという話も、今まで考えたことがなかったので、興味深かったです。（詳しくは後日 http://www.ustream.tv/channel/ai-japan ここで今回の集会を中継したアーカイブが視聴できるそうです）

もちろん取調べの全面可視化だけでは、今のえん罪の問題は解決しないでしょう。取調べの手法も変えなければならないし、代用監獄の廃止、そもそも現在の裁判官は、警察、検察の側にいるという、あり得ない状況も変えなければいけないと思います。そのためにも、まず第一歩として、全面可視化が実現するよう、心から願っています。




パネルディスカッション「取調べの可視化（全過程の録画）が必要なワケ」




## ★2011/09/26発売の『冤罪ファイル』に袴田事件の特集記事！★

共同代表・校條　実

９月２６日に発売された『冤罪 File No.14』に袴田事件の特集記事が掲載されています。皆さん是非お買い求めください！まだ、売ってるはず！■



Free Hakamada Now!!!

# ◆英国会議員・ダブス卿との面会記録◆

*報告：笠井（浜松・袴田巌さんを救う会）*

**2011年10月11日（火）/東京・英国大使館にて**

◎出席者：袴田秀子さん
東京・清水・浜松の各支援団体より数名

□14時～面会
・名刺交換、簡単な挨拶の後、まず支援者側より「袴田事件」について説明

【清水・山崎氏】
※午前中の面会は、本人が部屋から出てこないため実現しなかったことを報告
・「去年７月が最後です。ちょうど死刑の執行がありまして、それ以来、房から出ることを拒んでいるようです。出たら、執行されるという恐怖心があるのではないでしょうか。」
・「袴田さんは45年間、一貫して無実を訴えています。裁判では、いまだに認められていません。30年前に刑が確定して以来、毎日、死刑の恐怖にさらされ続けていて、20年ほど前から精神的に不安定になり、糖尿病や認知症を発症しています。無実の罪で拘置を続けられ、執行の恐怖にさらされていることが原因だと思います。」
・「現在、弁護団が再審請求中です。今年の暮れにはDNA鑑定の結果も出ることになっていますが、失われた45年間、精神と肉体は戻ってこないのです。いま望んでいることは、少なくとも身体の解放と、彼といつでも会えるようにしてくれることです。」

【ダブス卿】
※途中、かなり大きく頷きながら話を聞いていた。
・「あまりにショッキングだし、酷い話ですね。私は、他にそんな人を聞いたことがない。」
・「無実だと言っている人に、そんなにも非人間的な扱いをして、日本の評判を悪くする行為だと思います。私は、ここに来て、みなさんとお会いできて幸せです。」
・「かなり、病状は進んでいるのでしょうか？」
※袴田巌さんの病状を記載した用紙を見る

【袴田秀子さん】
・「弟は45年間、獄中にいます。当初は大変元気で、20年くらい経った頃から精神に異常が現れてきました。死刑が確定してからは、特にひどく、“電気”とか“てんぐ”とか、おかしなことを言うようになりました。」
【ダブス卿】
・「いつから、確定囚の独房に入ったのですか？」
―（通訳）1981年の11月です。
【秀子さん】
・「ずっと面会には行っていたのですが、12、3年前から面会拒否をするようになって。
2、3年前に面会できて、また面会拒否と･･･。」
【ダブス卿】
※「うん、うん。」と熱心に頷きながら、話を聞く。
【秀子さん】
・「こちらが弟は病気だと言うと、拘置所は“普通”だと言うんです。」
【ダブス卿】
・「袴田氏は何歳なのですか？」―（通訳）「75歳です。」

【清水・楳田さん】
・「日本の法律では、“心身喪失の時には、執行停止にする”ことになっています。」
【ダブス卿】
・「国際基準も同様ですよ。」
【清水・楳田さん】
・「日弁連が、法務大臣に執行停止の申し入れもしています。しかし、実行されていないし、何の回答もありません。」
【ダブス卿】
※伏目がちに話を聞いている

【清水・楳田さん】
・「私達も、弁護団を通さず、裁判所や検事に要請書を手渡しています。ただ、イギリスでのご活動などは、日本では知られていませんし、(ダブス卿からの)要請文を届けたいと思っていますので、英語で結構ですのでメッセージと、写真やビデオなどを頂けないでしょうか？」
【ダブス卿】
・「喜んで。お安い御用ですよ。」

【浜松・寺澤さん】
・「すでに、逮捕から45年の時間が過ぎてしまいました。(巖さんの若い頃の写真と、年老いた姿のスケッチを見せる)浜松の支援団体の代表は、巖さんの同級生で、署名集めなどの活動をしています。」
【ダブス卿】
・「(署名活動などの際)人々の反応は、いかがですか？」
【浜松・寺澤さん】
・「報道を通じて、袴田さんの無実を信じてもらっているようで、積極的に署名に協力してくれます。清水での署名活動では、被害者の親戚という人まで、サインしてくれたそうです。」


英国会議員・ダブス卿

【ダブス卿】
※しきりに頷きながら、話を聞く
・「(日本の)政治家では、誰か、このケースに興味を示しているのでしょうか？」
【東京・福田さん】
・「去年の４月に、60人以上の議員メンバーで袴田さんの救援議員連盟が出来ました。」
【ダブス卿】
・「それは、今も活動しているんですか？」
【東京・福田さん】
・「一応、死刑執行停止の申し入れをしています。ただ、会長(牧野議員)が政府の中に入ってしまい、動きが取れていない状況で。現在、人事の調整をしている最中です。私としては、すべての死刑囚の執行停止をお願いしたいと思っています。」
【ダブス卿】
・「では私としては、袴田死刑囚に特化して活動すべきでしょうか？それとも、死刑囚全般について、圧力をかけるべきなのでしょうか？どちらの戦略で動いたらいいでしょう？」―(通訳)袴田氏のために動いて欲しいということです。

【東京・門間さん】
・「今日は、お会いいただきまして本当にありがとうございます。２年前には、カーマイケル氏と面会しました。その時と変わらないご関心を示して頂き、心から感謝しております。袴田さんは、元気な時、10万人の署名を集めて欲しいと言っていました。国際署名も含めて、あと２万人で10万人分になります。ダブス卿にも、ぜひサインをお願いしたいのですが・・・。」
【ダブス卿】
・「もちろん、喜んでサインしますよ。
【東京・福田さん】
・「今日はありがとうございます。ダブス卿が、死刑をなくそうと活動されていることを、尊敬します。今回は、私にとって２度目の英国大使館訪問です。2008年７月のサミットの際に、各国の大使館を回って、訴えたことがありますので。その時に、こちらにも来ました。」

□ 14時45分頃 各支援団体から一通りの発言が終了

【ダブス卿】

・「きょう、私は非常に感銘を受けました。こんなにも多くの人が、支援活動を何十年も続けられていることに。私が政治家として出来うる可能なこととしては、日本政府に公の場で、恥かしい思いをさせることでしょうか。私は死刑には反対ですから。来週には、ロンドンに戻り、私の仲間達に状況を伝え、我々に何が出来るか相談したいと思います。

皆様方からのご提案も、持ち帰りたいと思います。」

「ところで、お話からは、やれることは全てやり尽くしたようにも聞こえますが、まだ何か新たに出来ることは残っているのでしょうか？」

【清水・山崎さん】

・「もし、出来るなら（日本の）議員連盟と一緒に、法務大臣に働きかけをして欲しいです。」

【ダブス卿】

・「実際には、ロンドンは遠く離れていますし、日本政府は外国からの内政干渉を快く思わないかもしれません。一方で、このケースは国際的に重要な事案にも思えます。過去に、アメリカ人の死刑囚の執行に関して、活動した経験はありますし。イギリスは、長いこと死刑を執行していません。私が思うに、袴田さんなら、危害を加える人ではないでしょうから、ずっと前に釈放されていてもいいはずなのに・・・。酷いことだと思います。

ですので、もし、何か新たに出来ることがあるならば、伝えて欲しいと思います。」

【東京・門間さん】

・「人権の観点から、人道的にあってはならないことが起きています。野田総理にも手紙を書いて下さい。」

【ダブス卿】

・「総理か、法務大臣か、どちらがいいですか？」

【東京・門間さん】

・「両方にお願いします。」

【浜松・寺澤さん】

・「政府には、反省して欲しいです。袴田さんは、北朝鮮の拉致と同じ状況になっています。

非常に悲しいことですし、拉致の件と同様だと日本政府に言って欲しいものです。」

【ダブス卿】

・「袴田氏のことが、きょうはさらに良く分かりました。本当にありがとうございます。国に帰って、皆様の提案を伝えたいと思います。そして、何がサポートできるのかを相談したいと思っています。これからも、協力関係を維持していきたいです。私も、できるなら一緒にデモに参加したいくらいですよ！皆様の言葉は、私の心に響いたし、袴田氏のことは本当にショックです。みなさんの努力をサポートしたいと思います。」

□ 14時55分 面会終了

写真撮影など

以上■




ダブス卿とひで子さんと支援者たち




# 大詰めを迎えた冤罪「袴田事件」第二次再審請求審

「WEB市民の司法」というサイトの「今週の発言」に寄稿した記事から転載。
http://www.saiban-kenpo.org./hatugen/backnumber/111114.html

共同代表 石井信二郎

今から45年前に発生した冤罪袴田事件。無実の死刑囚袴田巖さんの姉ひで子さんが請求人となって第二次再審請求を静岡地裁に申し立ててから約３年６ヶ月が過ぎた今、審理は大詰めを迎えようとしています。

確定判決の中心証拠である「工場味噌タンクから事件の１年２ヶ月後に発見された５点の衣類」のDNA再鑑定が８月29日から進行中で、12月22日までに鑑定結果が判明する予定です。また昨年から裁判所は、弁護団が求める証拠開示に対し、三者協議の場で前向きな発言を行うようになりました。検察官も渋々ながら少しずつ開示せざるを得ない展開に持ち込めています。すべての冤罪事件に共通するように、弁護側が要求する未開示証拠はどれも袴田さんにとって有利なものばかりだと弁護団では評価しています。

証拠の全面開示の必要性に対する原則論としては、多くの専門家の指摘を挙げるまでもなく「被告人の防御権の保障」「公正な裁判を受ける権利の保障」「無辜(無実の者)の不処罰原則の厳正化−冤罪の防止」「公益の代表者としての検察官の職務」などの実現のためです。ところが検察官は刑事裁判における当事者主義を歪曲して、有罪・無罪をいたずらに目先の‘勝敗’に置き換えるというあきれた習性に陥っているように思われます。一般市民からすれば、中学生でも当然と考えるであろう、こうしたことの実現に抵抗する検察というのは一体何なのだろうと思います。公益の代表者としての自覚を持って職務を遂行できないのであれば法的に義務化することを要求していくしかないでしょう。しかし現状すべての証拠の開示義務が法律で規定されていない中、‘証拠隠し’と騒ぎ立てているだけでは詮無いことです。今の土俵に乗って戦わざるを得ないわけですから、開示義務がない中でいかに開示させるかです。

袴田再審では、弁護団や支援者が再審請求審とは別に、情報公開制度を使って捜査機関の内規を調査した結果、開示請求している捜査資料の保存義務規程などが明らかになり、それまで検察が「不見当」と言っていた証拠を少しずつ出させることに成功しています。裁判所の姿勢の変化もあり、検察官が開示請求に反論すればするほど上記の原則論からして墓穴を掘っていくわけです。論点を整理しつつ論理的に追及していけばさらなる証拠開示も可能となっていくでしょう。またDNA再鑑定が成功すれば袴田さんに有利な結果になることは間違いないので、確定判決の有罪立証・証拠構造全体が総崩れになることでしょう。そうなった時、再審開始決定が出る前であっても、検察官に対しては職権により直ちに刑の執行停止し、釈放の手続きを採ることを求めていきます。

さて袴田さん本人の現状は、拘禁症や糖尿病の悪化が心配されますし、認知症の進行も疑われています。再審請求審や事件の話、その他まともな会話はなかなか成立し難い様子でしたが、2006年の11月から2010年４月頃まではひで子さんや弁護人、ボクシング関係者らの面会に概ね出てきていました。ところが2010年７月以降は面会を一切拒否しています。拘置所側には本人の健康状態を何度となく照会していますが、こちらが望むような回答が得られません。保佐人でもある親族はおろか、本人にすらカルテや健康診断の結果が開示されないことは大きな問題で、確定死刑囚の処遇改善も喫緊の課題です。

「袴田巖さんの再審を求める会」では、11月19日(土)13時から日本橋公会堂２階集会室で「冤罪袴田事件の再審を求める市民集会」を開催します。当日は弁護団から第二次再審請求審の最新状況の報告・解説をしてもらいます。そして「なぜ証拠の全面開示は実現しないのか」をテーマに、木谷明教授(元裁判官)、狭山事件支援者、東電OL殺人事件支援者を招いてパネルディスカッションを行うことにしています。冤罪事件に関心を寄せる多くの皆さんの参加をお待ちしています(詳しくは本会ホームページをご覧ください。http://hakamada-saishin.org/index.html)。■




# 検察が45年前の供述テープを開示しないのは、自分たちに都合の悪い内容だから？

どん・わんたろう

「有罪」に自信があるんだったら、手持ちの証拠を全部開示しても良さそうである。事件発生から45年も経っていて、もはや隠滅工作をされる心配なんてありえない。なのに開示できないってことは、何かまずい理由があるからなのかなって、市井の人は考える。

1966年に静岡県で一家４人が殺害された「袴田事件」で、冤罪を訴えている元プロボクサー・袴田巖死刑囚(75)の捜査段階での供述を録音したテープが存在することがわかった。袴田死刑囚が静岡地裁に起こしている第２次再審請求審で、静岡地検が明らかにした。

これまで弁護団も知らなかった事実である。袴田事件の公判では、１日平均12時間にも及ぶ取り調べで取られた自白の信用性や任意性が焦点になった。だから、弁護団が「自白の任意性を客観的に明らかにできる極めて重要な証拠」ととらえ、テープの開示を強く求めるのは当然のことだろう。

これに対して、検察は「弁護側が再審請求の理由としているのは、犯行時の着衣の『5点の衣類』が捏造であるということ。この争点とテープは関係がない」と開示を拒んでいるという。

確かに死刑を言い渡した１審判決は、検察が証拠申請した45通の供述調書のうち44通について自白の任意性を否定し、「証拠能力がない」と採用しなかった。最高裁も「自白がなくても有罪は明らか」と認定している。供述が有罪の決め手になったのではないから、テープの内容がどうであれ、もとの判決に影響はないという理屈が成り立つかもしれない。

しかし、「証拠の捏造」が争われるのであれば、背景として、当時の捜査の全体像を把握しておくことが不可欠だ。取り調べには捜査のスタンスが如実に表れるから、その様子を客観的に記録したテープを分析することの意味はとても大きいと思う。やはり新たに存在が明らかになった約10通の供述調書には、犯行を否認したものや任意調べの段階のものが含まれているそうで、これらとともに検察は開示すべきである。

再審を実現するうえで、検察が証拠を開示しないことがどれほどネックになっているか。袴田事件の支援団体が先日、東京で開いた集会で、再審を求めている事件の関係者から、さまざまな指摘がなされていた。

袴田事件の西嶋勝彦弁護団長は、幾度もの証拠開示請求を検察から「証拠あさり」と揶揄されたことを紹介し、「検察こそ、捜査段階で証拠をあさって持っていっている」と反論した。再審請求審には証拠開示の規定がないことに触れ、裁判員裁判に伴い導入された公判前整理手続きで認められる証拠開示の規定を、準用すべきだと主張した。

東電女性社員殺害事件の支援者は、無期懲役が確定したゴビンダさん(B型)が本件で逮捕される前に、被害者の胸や口に付着していた唾液からO型の反応が出ていたことが判明していたにもかかわらず、鑑定書が今年９月まで14年以上にわたって開示されずに隠されていた経緯を説明。「検察は自分に都合の良い証拠だけを出すのではなく、全部の証拠を出さないと(裁判で)正しい判断ができないのは常識だ」と訴えた。

取り調べの録音テープなど36点の開示を１年半前に受けた狭山事件(1963年)の支援者は、「検

察は『関連性、必要性がない』という理由を付けて証拠開示を拒むことが多いが、証拠は相互に有機的な関連があり、個別ではなく総合的に評価しなければならない」と全面開示を強く求めていた。

実際、再審を申し立てるには新しい証拠が必要だが、検察が持っている証拠のリストさえ弁護団の手元にはない。一つの証拠を分析して、そこから別の証拠があるだろうと推測し、開示請求を繰り返すしかない。袴田事件の供述テープにしても、逮捕直後の新聞記事の記述を参考に開示請求したのだそうだ。

「証拠はそもそも公のもの。隠されたからこうなった。出させれば絶対に勝つ」。５月に再審無罪を勝ち取った布川事件の桜井昌司さんの言葉を思い出す。強盗殺人罪で無期懲役が確定して服役。仮出所後に冤罪であることを立証していったのは、検察の証拠開示がきっかけだった。

検察がダメなら、裁判所に頼るしかない。元裁判官の木谷明・法政大法科大学院教授は集会で、「検察官は公益の代表者のはずなのに、無罪を避けようといろんな手を打ってくる。裁判官が、そんな検察官の言うことを認めるのが悪い。捜査実態を見抜いて、しっかり判断するべきだ」と後輩たちを叱咤した。とくに再審では「全面的な証拠開示が認められてもおかしくない。裁判所が思い切った開示命令を出せない理由はない」と語っていた。

袴田事件の供述テープについて静岡地裁は、12月２日までに録音時期を明らかにするよう、検察に要請した。開示の勧告や命令を出すのかもしれない、と弁護団は期待しているそうだ。12月中旬までに下る地裁の判断に注目したい。

---

再審・無罪が実現したとしても、奪われた半世紀「必要性がない」かどうかは見てみないとわからないし、存在が明らかになっている以上、開示されるのが当然なのでは？

ここでもまた、素朴な疑問が浮かびます。

以前にも袴田事件を取り上げたこの回や、東電女性社員殺害事件、布川事件を取り上げた回も、ぜひあわせてお読みください。

---

「マガジン９：http://www.magazine9.jp/」より、どんわんたろうさんの許可を得て掲載しております。■

マガジン９
http://www.magazine9.jp/



袴田巖さんにも、
一刻も早い再審を！



Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP!" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。新しいリーフレットをご希望の方は、お名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

# 「11・19冤罪袴田事件の再審を求める市民集会」

共同代表　石井信二郎

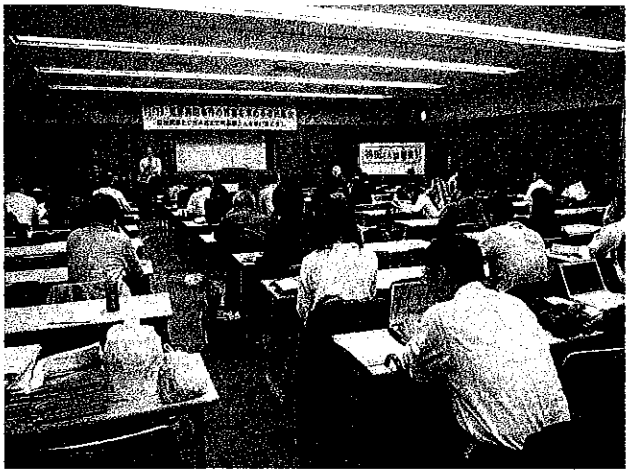
去る2001年11月19日(土)袴田巖さんの再審を求める会では、約4年ぶりに東京において市民集会を開催しました。会場なった日本橋公会堂に約80名が参加者して袴田さんの第2次再審請求審の現況や再審事件共通の問題である証拠の全面開示についての議論に耳を傾けてもらいました。

第2次再審請求審の現況については、西嶋弁護団長から報告をいただきました。とりわけ弁護団が力を入れてきた未開示証拠の全面開示をめぐる検察官との攻防で徐々にではあるが証拠開示に成功しつつあることが話されました。また裁判所の態度の変化については裁判員裁判制度導入に先立って公判前整理手続きにおける証拠開示制度の導入が大きき寄与して再審事件においても証拠開示への動きを起こしてきた現状の分析とこれを梃子に更に全証拠の開示を求めてゆく方向性が示されました。また、最も注目度が高く事件の中心証拠である「五点の衣類」の血痕のDNA再鑑定によって袴田さんの無実が証明されるのも時間の問題であろうというお話でした。続いて登壇した角替弁護士からはそもそも「DNA鑑定とは」どのようなものであるかの解説から5点の衣類の血痕の再鑑定の意味を詳しく解説していただきました。袴田さんのDNA型や被害者4人のDNA型と5点の衣類のDNA型が異なっているかどうかは非常に高い精度で判定可能であるということでした。

そして集会の後半では「なぜ証拠の全面開示は実現しないのか」をテーマに、東電OL殺人事件、狭山事件、袴田事件の各事件の支援者と法政大学教授の木谷明氏に参加いただき証拠開示の状況と証拠の全面開示の重要性をめぐる議論をしました。

まず、木谷さんから現状の証拠開示において裁判所が腰の引けた対応しかしてこなかった理由として1立法の不備、2その不備を補充しなかった最高裁判例、3最高裁判例の出現による下級審裁判官の態度の消極化をあげて解説していただきました。平成16年の刑訴法改正で公判前整理手続きが制定されるまでの証拠開示に関する刑訴法の規定は刑訴法299条ただ1か条のみであった、等の論点につき解説をしていただいた。

1については公判前整理手続きが制定されるまでの証拠開示に関する刑訴法の規定・・・299条ただ1か条のみで、検察官は証人・鑑定人で立証する方針であればその住居・氏名を知らせればよく、書証で立証する場合も、取調べ請求する書証だけ見せればよいとするという規定になっていた。次に2については閉鎖的状況を打開しようとした下級審裁判官が「事前の一括全面開示命令」を発したことがあった(西尾決定)。しかし、最決昭和34年12月26日刑集13巻13号3372頁は、形式論で(裁判所は検察官に対して全証拠の開示命令を出せるという明文規定が法律上ない)これを取り消した。10年後に出された昭和44年決定(最決昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁、同日決定刑集23巻4号275頁)は、裁判所に個別開示命令の権能があることを認めたが、示された証拠開示命令の要件は厳格に過ぎたという流れがあり、3判例をカサに着て検察官は居丈高になり、下級審裁判官はそれを制御できない状況が続いてきた。そして裁判員制度を睨んだ平成16年の刑訴法改正で公判前整理手続による証拠開示制度が導入されその後の運用で開示される証拠の範囲は格段に拡大したが、全面解決にはほど遠い。ではなぜ現行のような市民の良識的感覚からすれば不公平な証拠開示の状況なのかについては、新刑訴法制定の際不備な制度が定められた経緯として以下の点を指摘されています。旧刑訴法下での運用では職権主義による全面開示がなされていた。しかし新刑訴法で採用された当事者主義では被告人の地位を「検察官と対等な当事者」に引き上げたが、それにふさわしい武器を



日本橋公会堂集会室に約80名の方が悪天候のなか足を運んでくれました。



袴田ひで子さん



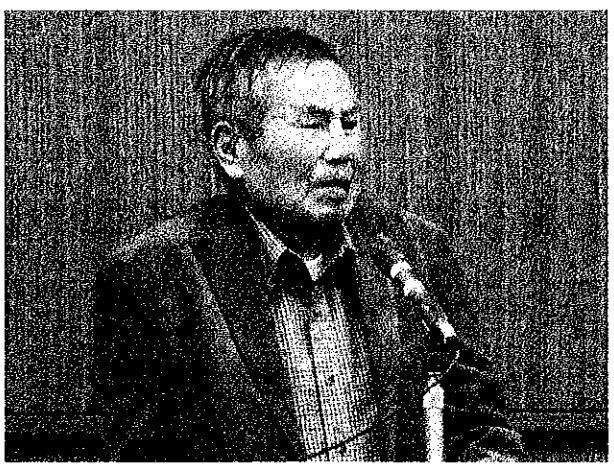
第２次再審の現状を報告する西嶋弁護団長




日本プロボクシング協会・袴田巖支援委員会から真鍋ジム会長




パネルディスカッション「なぜ証拠の全面開示は実現しないのか」
(左から本会福田共同代表・木谷明さん・今井恭平さん・安田聡さん)



福岡から駆けつけた熊本元裁判官

与えなかった。旧法当時より実質的には後退してしまった。検察官は強制捜査権を持ち、弁護人とくらべれば「大砲と空気銃ぐらいの(武器の)違い」がある。さらに検察官が全証拠を開示しない理由としては「証拠隠滅の危険性」を盾にとる事が多い。それでは再審事件における証拠開示についてはどうであろうか。再審事件では、全面的な証拠開示が認められておかしくない。少なくとも、公判前整理手続で認められる証拠開示は、旧法下の再審事件でも認められてしかるべきである。再審事件ではいまさら「証拠隠滅の危険性」などありようもなく、請求人側にいたずらに時間と労力

を掛けさせ不当と言わざるを得ないでしょう。

木谷さんの解説につづいて、東電 OL 殺人事件、狭山事件各々のケースにおける証拠開示の現況について各支援者の方から報告をしていただいた。新聞報道でもご存知の通り、東電 OL 殺人事件では無期懲役で横浜刑務所に服役中のゴビンダさんの無実が明らかになるであろう被害者の体内にあった残留精液（血液型 O 型）の DNA 鑑定結果が、ゴビンダさんのものとも被害者が最後に一緒にいたとされる A 氏のものとも一致せず未知の X 氏の存在が浮上するという新たな展開となっている。さらに検察官は被害者の胸部等から検出された唾液（血液型 O 型）を含む 42 点の DNA 鑑定を新たに行いたいと言い出した。この唾液の血液型はゴビンダさんが別件逮捕された時点で判明していた鑑定であり、ゴビンダさんの無実を証明しうる証拠であったにも関わらず未開示としたまま本件逮捕に踏み切っていたことになる。原審控訴審段階でこれが開示されていれば逆転有罪などあり得なかったでしょう。

つぎに狭山事件についても同じような重要な証拠が非開示であったことが明らかになりました。犯人とされた石川一雄さんが逮捕された時に書かされた上申書や取調べの録音テープが新たに開示され唯一の物証といわれる「脅迫状」の筆跡とは明らかに違っている。録音テープにしても取調官による誘導の様子が生々しく感じられるもので心理学者による鑑定も試みたいといいます。また被害者の殺害現場とされる畑でのルミノール反応検査結果の有無について検察官は依然として「不見当」（見当たらずの意）とのことだが、弁護団によれば当時の捜査官の記憶では「確かに検査をおこない血痕反応が出なかった」という調査結果になっているのでこの点もさらに追求してゆくといいます。

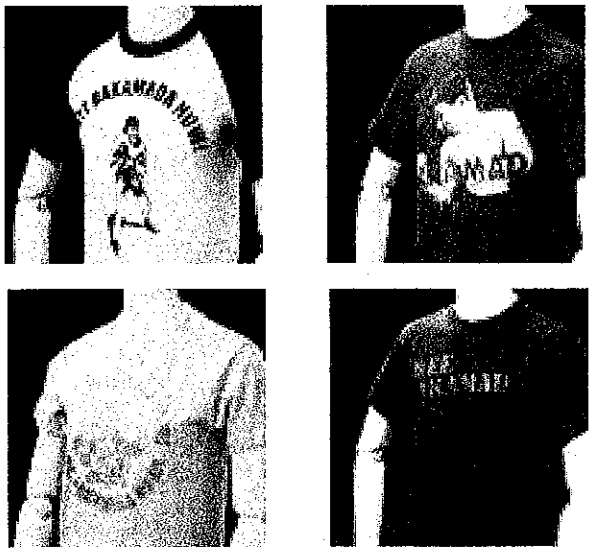
袴田事件も含め、２つの事件でもまだまだ無実を証明できる未開示証拠が残されている印象ですが、2009 年 5 月から始まった裁判員裁判に歩調を合わせるようにして裁判所は何れの事件でも証拠開示に前向きな対応をとるようになり今日に至っています。もはやこの流れは逆戻りすることはないだろうと考えられるが、それでもなお再審事件や公判前整理手続きの非対象事件においては証拠開示制度の明文規定はないわけで一日も早くに立法化される必要があるといます。とりわけ再審事件に於いては、非常救済措置であるという人道上の理由からも検察官の公益の代表者としての職務遂行義務として全証拠の開示を望むところです。■

**袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト**

（日本プロボクシング協会公認）

**http://www.free-hakamada.com**

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!





元 WBC 世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界 2 階級（WBC バンタム級、同フェザー級）王者・長谷川穂積選手

# 「11・19 冤罪袴田事件の再審を求める市民集会」に寄せられたメッセージ。

１１・１９　冤罪袴田事件の再審を求める市民集会

ご参集のみなさまへ

皆様の長期にわたる献身的な支援活動に敬意を表したいと思います。

昨年の議員連盟発足以来、法務大臣交渉を断続的に展開し、袴田さんの今日的な状況に鑑み、死刑の執行停止と入院措置を再三要請して参りました。今後も継続して法務大臣交渉を展開して参ります。

新たに証拠の開示とDNA鑑定が実施され、鑑定結果が明らかにされる年末には重大な局面を迎えようとしています。

今後も皆さんと共に連携して、国会での支援活動を継続してまいることをお誓い申し上げます。

袴田さんの一日も早い救援を実現して参りましょう。

２０１１年11月19日

袴田死刑囚救援議員連盟

会長　牧野　聖修

お集まりの皆さん、新党大地代表の鈴木宗男です。私は今、喜連川社会復帰促進センターにおります。ここにおりましても、袴田巌さんが１日も早く釈放されることを祈念してやみません。

皆さん、冤罪はあってはなりませんし、つくられてもいけません。DNA鑑定で必ずや袴田さんが無実だと証明されるものと確信しております。

40年以上にわたる、筆舌に尽くしがたいご苦労から、1日も早く袴田さんを解放させてあげたい、いや解放させなければいけません。皆さん、更に声をあげていこうではありませんか。私も与えられた立場、環境の中で、微力ではありますが声を出していく所存です。

長年にわたり献身的なサポートをされているお姉様の秀子さんに、思い切りうれし涙を流させてあげたいと心から念じております。

支援団体の皆さん、弁護団の皆さんはじめ、お集まりの皆様のお心に感謝をし、また最大限の敬意を表して連帯のメッセージと致します。

新党大地

代表　鈴木宗男

（集会に寄せた電報より）

袴田巖さん、秀子さん、袴田さんを支援する皆様へ

40年以上の長きに亘って、あまりにも理不尽な闘いを強いられている袴田巖さん、秀子さん、そして袴田さんを支援なさっている皆様にメッセージを送りたいと思います。

私たちの生活に警察や検察、司法は欠かせないものですが、このような強大な権力を有する機関が暴走し、我々の人権が踏み躙られることは絶対にあってはならないことです。
ところが、袴田事件では冤罪によって袴田さんの人権は無視され、平穏な生活は完全に壊されてしまいました。そしてその状態は今も続いています。

務めている会社の上司とその家族が殺害され、自らに疑いの目が向けられる。連日厳しい取り調べを受け、裁判では主張が聞き入れられず、死刑判決が下される。
袴田さんの恐怖、不安、憤りはいかばかりか、私たちの想像を遥かに超えるものであることは間違いありません。

もちろん私たちの力は微々たるものです。しかし、自らの力の無さを言い訳にせず、私たち１人ひとりが自分たちに何ができるのかを考え、行動していこうと思っています。
この姿勢は袴田さんを支援なさっている皆様の働きかけで、袴田事件は世の中に知られるようになり、証拠物の再鑑定という転機を迎えたことから学びました。
そしてこのような痛ましい事件が二度と起こることのないよう、どうすれば冤罪を防ぐことができるのかについて議論を深めていきたいと考えております。

袴田さんの自由とご健康を心から祈っています。

東日本大震災からの復興を信じつつ
仙台市で袴田巖さんを支援する学生有志一同

ありがとうございます！共に袴田巖さんの再審を勝ち取りましょう！



2011年（平成23年）10月1日（土）　静岡　毎日新聞

教育　しずおか

# 死刑囚が45年間無実訴える袴田事件とは

## 親から子へニュースの基本

**Q** 裁判で死刑になった人が無実を訴えているんでしょう。袴田事件ってどういう事件なの？

**A** 今から45年前の1966年に、旧清水市横砂（今の静岡市清水区）に住んでいたみそ製造会社「こがね味噌」の専務一家4人が刃物で刺された。家も放火され全員殺されたうえに、現金約20万円などが盗まれた。

**Q** 怖いね。容疑者はすぐ捕まったの？

**A** 現場から従業員用の雨がっぱが見つかった。会社の人が疑われ、事件発生後49日目に当時従業員だった袴田巌死刑囚（75）が強盗殺人と放火の疑いで逮捕されたんだ。だから袴田事件っていうんだ。

**Q** それで解決しなかったの？

**A** 逮捕後に「金欲しさのためにやった」と認めたけど、初公判から80年の最高裁判決まで、法廷では一貫して「自分はやっていない」と言い続けた。一度認めてしまったのは、検察の強引な取り調べで、自白させられたからだと訴えた。

**Q** じゃあ、どうして有罪になったの？

**A** 専務の家の近くに、みそ会社の工場があった。そのみそタンクの中から被害者の返り血の付いた衣類が発見された。それが袴田死刑囚のものだったと断定されたんだ。つまり、袴田死刑囚が押し入って一家を殺し、その時に着ていた衣類をみそタンクに捨てて逃げた、という筋書きが真実とされた。

**Q** 袴田死刑囚は自分のものじゃない、と言っているんだね？

**A** その通り。ズボンは袴田死刑囚がはけない程小さいものだと主張している。検察側は、みそタンクの中で縮んだと反論した。裁判所は検察側の言い分を支持して、死刑判決を出したんだ。

**Q** 袴田死刑囚が、見つかった服は小さすぎる、という根拠はあるの？

**A** 死刑判決の後、弁護団が裁判のやり直しを求める1回目の再審請求をした時に、みそタンクに同じ素材の服をつけ込む実験をしたんだ。その結果、ズボンはそこまで縮まなかったんだ。

**Q** 1回目の再審請求はどうなったの？

**A** 検察も裁判の時に同じような実験をしていて、服がすごく縮んだんだ。二つの違う実験結果がある中で、裁判所は検察側の実験結果を信じた。

**Q** どっちが正しいのかな？

**A** それを調べるため、2回目の再審請求でDNA鑑定をすることになったのさ。

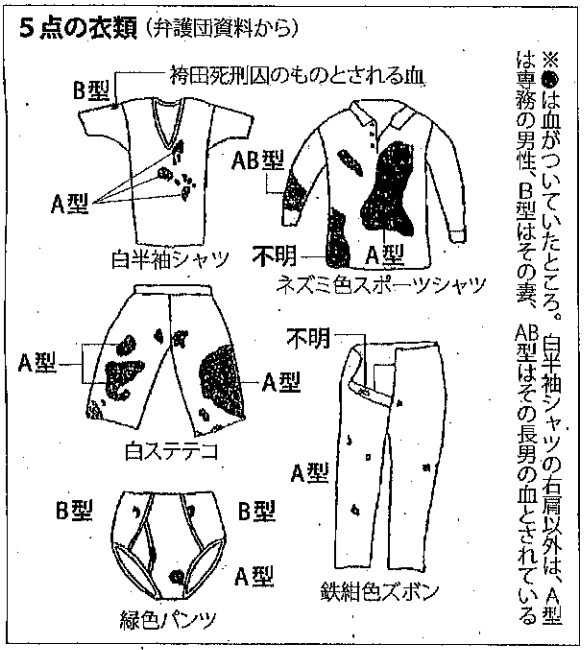
**Q** DNA鑑定って何？

**A** 血液、皮膚、髪の毛など人体の一部を使い、遺伝情報の違いから個人を特定する方法さ。みそタンクから見つかった5点の衣類は袴田死刑囚のB型の血や、被害者の血が付いているとされている。弁護側、検察側それぞれが信頼する医師がその切れ端を使い、本当に袴田死刑囚や被害者の血か、鑑定作業を始めたんだ。12月にも結果が分かるよ。

**Q** 衣類が誰の物か、45年前の真実が明らかになるかもしれないんだね。今までは分からなかったの？

**A** 1回目の再審請求をした約10年前にも一度試みたんだけど、当時の技術では複数の細胞が残っていなければDNAを採取できなかったので、鑑定できなかった。鑑定技術が向上し、わずかな細胞からでもDNAを取り出すことができるようになったので、弁護団は今度こそ袴田死刑囚の冤罪（えんざい）が明らかになると期待しているんだ。

【平塚雄太】




# 血痕付き衣類 DNA鑑定

## 清水の一家４人殺害 12月にも結果判明

### 袴田事件年表

| | |
|---|---|
| 1966年６月30日 | 事件発生 |
| ８月18日 | 袴田巌死刑囚が強盗殺人、放火、住居侵入の容疑で逮捕される |
| ９月６日 | 袴田死刑囚が逮捕から20日目にして容疑を認める |
| ９月９日 | 静岡地検が強盗殺人、放火、住居侵入の罪で袴田死刑囚を起訴 |
| 11月15日 | 静岡地裁で初公判。袴田死刑囚は「私はやってません」と否認 |
| 1968年９月11日 | 静岡地裁で死刑判決 |
| 1976年５月18日 | 東京高裁で控訴棄却 |
| 1980年11月19日 | 最高裁で上告棄却、死刑確定 |
| 1981年４月20日 | 静岡地裁に再審請求 |
| 1994年８月９日 | 静岡地裁が再審請求を棄却 |
| ８月12日 | 東京高裁に即時抗告 |
| 2004年８月26日 | 東京高裁が即時抗告棄却 |
| ９月１日 | 最高裁に特別抗告 |
| 2008年３月24日 | 最高裁が特別抗告棄却 |
| 2008年４月25日 | 静岡地裁に第２次再審請求 |
| 2010年９月13日 | 再審請求で検察側が公判に未提出の証拠を初開示 |
| 2011年８月23日 | ５点の衣類に関するＤＮＡ鑑定の実施が決定 |

## 袴田死刑囚の姉が英議員と意見交換

医療改善へ支援要請

1966年に旧清水市（現静岡市清水区）で家族4人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚(75)の姉秀子さん(78)が11日、死刑制度の実情を知るため来日した英国上院議員と東京都内の英国大使館で意見交換し、袴田死刑囚の医療態勢の改善について支援を求めた。

来日したのは「死刑廃止に関する英国の超党派国会議員グループ」のアルフ・ダブス上院議員(78)。第2次再審請求中の秀子さんと袴田死刑囚の支援者らは、「拘禁症で本人と面会できない。死刑執行を停止し、医師の診察を受けさせる必要がある」などと訴え、ダブス議員は「今後協力していきたい」と応じた。

同議員は死刑問題調査のため韓国、日本、マレーシアの3国を歴訪。日本では英国大使館が袴田死刑囚の関係者との面談を希望し実現した。【西嶋正信】



意見交換を行う秀子さん（右端）とアルフ・ダブス議員（左端）

毎日新聞　2011年10月12日

# 「録音テープ存在」

## 静岡地検 袴田事件 取り調べ

静岡市清水区（旧清水市）で1966年に一家4人を殺害したとして死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で16日、静岡地検が「袴田死刑囚の供述内容を録音したテープが存在する」などと記した意見書を静岡地裁に提出したことが分かった。録音テープの存在はこれまで確認されていなかった。

弁護団が同日、記者会見で明らかにした。ただ、地検はテープの弁護団への開示は拒否しているといい、「自白がなければ有罪にできなかった事件。当時の取り調べの状況が分かる重要な証拠だ。地裁にテープの証拠開示の勧告を求めていく」としている。弁護団は、捜査当局が「隠し録音」したものとみている。

第2次再審請求で弁護団は、確定判決で袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされた「5点の着衣」は「捜査機関の捏造」と主張し、捜査全般に対する証拠開示命令を出すよう地裁に要求。これを受け、地裁は地検に、証拠開示の可否や証拠の有無を回答するよう求めていた。

地検は意見書で、録音テープは「5点の着衣とは関係ない」として開示を拒否。着衣に関する関係者の供述調書や、袴田死刑囚の自室などを捜索した際の写真やネガなどは開示するとした。21日の三者協議で開示されるとみられる。

朝日新聞　2011年11月17日
東京新聞　2011年11月17日

# 録音テープ存在認める

## 袴田事件 静岡地検、開示は拒否

一九六六年に一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求で、静岡地検は十六日、事件当時に捜査機関が袴田巌死刑囚(七五)の取り調べを録音したテープなどが存在していることを認める書類を静岡地裁に提出した。弁護団が同日、明らかにした。

布川事件など過去の冤罪事件では、取り調べの録音テープが再審開始への足掛かりとなっている。検察側はテープの開示を拒否したが、弁護団は「存在を認めただけでも大きな前進。今後は開示に向け、地裁に強く働き掛けたい」と述べた。

弁護団によると、録音時期や内容は不明。逮捕直後の六六年八月の新聞記事に「（袴田死刑囚の）供述の一つ一つを隠しマイクで録音」との記述があり、弁護団が「録音テープが存在するはず」と開示を求めていた。

地検は当初、存在を明らかにしていなかったが、地裁が今年八月、証拠の有無と開示の可否について回答するよう指示していた。

産経新聞　2011年11月17日

### ❍袴田事件の録音テープ存在認める

昭和41年に一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、静岡地検は16日、事件当時に捜査機関が袴田巌死刑囚(75)の取り調べを録音したテープなどが存在していることを認める書類を静岡地裁に提出した。袴田死刑囚の弁護団が同日、明らかにした。

# 袴田事件録音テープ存在

## 2次再審請求審 地検、開示は拒否

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、捜査段階で袴田巌死刑囚(75)の供述内容を録音したテープが存在することが16日、分かった。袴田死刑囚の第2次再審請求審で、弁護団の証拠開示請求に対し、静岡地検が同日、静岡地裁に提出した意見書で存在を認めた。弁護団が明らかにした。

同事件に関連する取り調べの録音テープの存在が判明したのは初めてで、録音された時期や内容は明らかにされていない。地検は意見書でテープについて「開示できない」としている。

袴田死刑囚が逮捕された直後の66年8月の新聞記事に、警察が取り調べ状況を録音したことを示す記述があったため、弁護団は「自白調書の信用性を検討するため、テープの内容を精査する必要がある」として開示を求めていた。

袴田死刑囚は捜査段階で当初は犯行を否認したが、取り調べに対して一転自白したとされる。公判段階では一貫して無罪を主張した。

16日に会見した弁護団の小川秀世弁護士は「自白の任意性を明らかにできる点でテープは重要な証拠。どういうやりとりで調書が作られたか、裏付けられる」と述べ、今月21日の3者協議で、地検に対して開示を勧告するよう地裁に求める考えを示した。

一方、弁護団によると、地検は第2次再審請求審で、袴田死刑囚の犯行着衣とされる「5点の衣類」に関する証拠に限定して開示してきた。

地検は意見書で、録音テープのほか、弁護団が求めた事件現場の写真やネガなどの存在も明らかにしたが「5点の衣類とは無関係で、取り調べる必要性はなく開示できない」と回答。一部の写真やネガ、5点の衣類に関する供述調書などについては新たに提出する方針を示し、次回3者協議で開示される見込み。

静岡新聞　2011年11月17日

## 取り調べ録音テープ存在

### 袴田事件 地検、意見書で認める

「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検は16日、証拠非開示の理由を記した意見書を静岡地裁に提出した。この中で、これまで明らかになっていなかった袴田死刑囚(75)の取り調べ録音テープが存在することがわかった。

同地検は意見書で、これまで弁護団が開示を求め、同地検が存在も含めて回答していなかった証拠のうち、録音テープなどがあることを認めた。ただ、テープなどは「（弁護側が再審請求の理由としている）5点の衣類とは関係ない」と回答。5点の衣類が発見された直後、警察が作成した調書など33項目の証拠について開示するとした。

同日、県庁で記者会見した弁護団の小川秀世事務局長は「録音テープは自白の信用性を明らかにするための重要な証拠になる」として、同地検に提出を指示するよう、同地裁に求めていく考えを明らかにした。

読売新聞　2011年11月17日

◆袴田死刑囚の取り調べテープが存在

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の取り調べを録音したテープがあることが分かった。静岡地検が16日、証拠開示に関する意見書の中で第2次再審請求弁護団に存在を明らかにした。検察側は、開示しない方針を伝えているが、小川秀世弁護士は「自白の任意性を客観的に明らかにできる極めて重要な証拠だ」と話した。

毎日新聞　2011年11月17日

## 袴田死刑囚

# 供述録音テープ存在

### 再審請求審 地検認める 「無関係」開示は拒否

清水市（静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、静岡地検は十六日、証拠開示に関する意見書を静岡地裁に提出し、その中で、袴田巌死刑囚(七五)の供述を録音したテープが存在することを明らかにした。ただ、再審請求には関係ないとして、テープの開示は拒否した。

冤罪かどうかで揺れ続ける袴田事件で、地検がこうしたテープの存在を認めたのは初めて。

意見書は、静岡地裁が八月の協議で、未開示証拠の存否などを回答するよう地検側に求めたことから、地検が作成、提出した。テープの録音時期や、詳しい内容などは明らかにしていない。

テープとともに現場検証の写真なども存在するとしたが、いずれも「（刑事訴訟法が再審の要件にしている）新証拠の新規性や明白性を判断する上で関連性がなく、取り調べる必要性もない」として開示を拒んだ。

一方、未開示だったみそ製造会社従業員の供述調書など計約百二十点は、新たに証拠提出するとした。

この日、県庁で記者会見した袴田死刑囚弁護団の小川秀世事務局長は「テープがあることが分かっただけで非常に大きい。客観的な証拠であり、無実を証明する上で重要」と語った。今後、地裁が地検に、録音テープの開示を勧告するよう強く求めていくという。

地裁、地検、弁護団の三者協議は二十一日、静岡地裁で開かれた。

記者会見した弁護団によると、三者協議で地裁は、地検側に録音テープや袴田死刑囚の供述調書の作成者や作成時期など詳細を明らかにするように要請。地検が十二月二日までに回答し、それを受け、地裁が開示勧告の可否を判断するという。

弁護団の小川秀世事務局長は「弁護団が開示を求める証拠の存否に加え、今回地裁が作成時期まで踏み込んで回答を求めた。開示勧告に向けて大いに期待できる」と語った。

この日の協議では、確定判決の決め手とされ、犯行時の着衣とされる「五点の衣類」についての会社従業員の供述調書や、みそ工場捜索時の写真などが弁護団に開示された。弁護団は新たに補充書を提出し、捜査機関による証拠の捏造をあらためて訴えた。

次回三者協議は、来年二月三日に開かれる。

中日新聞　2011年11月17日

毎日新聞　2011年11月22日

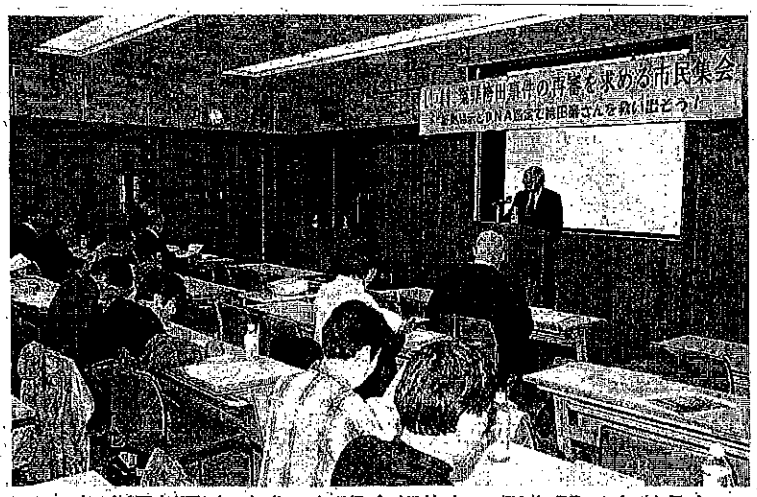
### ◆袴田事件録音テープ 時期明かすよう要請

1966年に静岡県旧清水市（現静岡市清水区）で4人が殺害された袴田事件で、無実を訴える袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求についての三者協議が21日、静岡地裁で開かれた。同地裁は新たに存在が明らかになった袴田死刑囚の取り調べ時の録音テープや供述調書など約10通について、作成された時期や種類を12月2日までに明らかにするよう静岡地検に要請した。弁護団によると、テープはオープンリール式1本で再生が可能。調書など約10通は、公判に未提出のもの。地検はいずれも、「再審請求の新証拠とは無関係」と開示を拒否している。地裁は12月中旬までに「何らかの判断をする」と発言しており、弁護団は「裁判所からの積極的な開示勧告も期待できる」と話した。

中日新聞　2011年11月22日

## 袴田死刑囚 供述録音テープ

# 地裁 来月めど開示判断




弁護団が再審請求の経過を報告し、証拠開示を考えた袴田巌死刑囚の支援集会＝19日午後、東京都内

袴田事件

# 新たな補充書提出へ

## 弁護団ら　再審求め東京で集会

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の支援団体が主催する集会が19日、東京都内で開かれた。第2次再審請求審の経過を報告した弁護団は、主張をまとめた5回目の「再審請求理由補充書」を21日の静岡地裁、静岡地検との3者協議で提出する方針を明らかにした。

弁護団は、犯行着衣とされた「5点の衣類」が「捜査機関によるねつ造」とする主張を中心に展開してきた。西嶋勝彦団長はこれに加え「裁判所に全ての論点への判断を示させるためにも、事件のえん罪性を総合的に主張する補充書とする」と説明。不自然さを指摘する凶器の「くり小刀」、事件に関係があるとみる「黒革財布」などに関する主張も補充書に盛り込み、早期の再審開始を求めるとした。

地検は16日に地裁に提出した意見書で、弁護団が開示を求めた調書、写真、ネガなどの一部を3者協議で開示する回答を考えた。袴田死刑囚の取り調べ時の録音テープが存在することも初めて明らかにしたが、「関連性がなく開示できない」としている。

これに対し西嶋団長は、再審請求で弁護側が全ての証拠を精査するのは当然との認識を示し、「厳しく開示を迫っていく」と述べた。

集会では、12月に結果が判明する見通しの5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定についても弁護団が説明。再審請求での証拠開示の重要性を考えるパネルディスカッションも開いた。

袴田死刑囚の姉秀子さん(78)や、一審静岡地裁で審理を担当し2007年に無罪心証を明かした熊本典道・元裁判官(74)も出席し、継続した支援を訴えた。

静岡新聞　2011年11月20日

袴田事件

# 証拠の有無、回答

## 地検が初めて　取り調べ録音が存在

1966年に旧清水市（静岡市清水区）で一家4人が殺された袴田事件で、袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求弁護団は16日、会見を開き、静岡地検が静岡地裁に証拠開示に関する意見書を提出したことを明らかにした。検察側は初めて証拠の有無について明確に回答。袴田死刑囚の取り調べを録音したテープの存在も判明した。

弁護団によると、テープの分量や録音された取り調べの時期などは不明。

検察側は、弁護団が開示を求めた証拠20項目のうち11項目について、存在しないか、既に開示と回答。取り調べの録音テープを含む7項目は、「第2次再審請求の争点とは関係ない」として開示しないという。

残る2項目は全部または一部を開示。袴田死刑囚が住んでいた従業員寮の写真や、有罪の証拠とされた「5点の衣類」を調べた県警捜査員の供述調書など計33点で、今月21日の3者協議で開示される予定。【平塚雄太】

毎日新聞　2011年11月17日

中日新聞　2011年11月20日

# 確定判決誤認主張へ

## 袴田事件　3者協議で弁護団

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚(七五)の弁護団は十九日、静岡地裁、静岡地検との次回三者協議（二十一日）で、確定判決の誤認を主張する補充書を提出する方針を明らかにした。

東京都内で開かれた支援団体の主催する集会で、西嶋勝彦弁護団長が説明した。補充書では、凶器とされながら被害者の傷口と異なる小刀や、同死刑囚の知人女性が郵便で送ったとされる現金など、衣類以外の証拠について判断した判決の誤認を新たに指摘する。さらに関連証拠の開示を求めていく。

第二次請求審で弁護団はこれまで、死刑判決の決め手となり、DNA再鑑定が進められている「五点の衣類」について、捜査機関による捏造を主張する補充書を提出してきた。

西嶋団長は中日新聞の取材に「五点の衣類だけでなく、冤罪を示すさまざまな論点を提示し、総ざらいした い」と話した。

弁護団は三者協議で、地検が十六日に存在を明らかにしたものの開示を拒んでいる袴田死刑囚の供述を録音したテープについて開示を求めていく方針。

産経新聞　2011年11月22日

# 「袴田事件」テープ　来月にも開示判断

昭和41年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁は21日、袴田巌死刑囚(75)の弁護団が検察側に求めていた取り調べの録音テープなどの開示について、12月中旬にも証拠開示勧告をするかどうか判断する方針を示した。

同日午前、地裁で開いた弁護団、静岡地検、地裁の3者協議の後、弁護団が明らかにした。

弁護団によると、地裁は検察側が今月16日に存在を認めた取り調べの録音テープや供述調書などの証拠について、いつ作成されたのかなどを12月2日までに詳しく報告するよう指示。その上で、12月中旬にも証拠開示勧告について判断すると述べたという。

検察側の説明によると、録音テープは1本。供述調書は10通程度ある。

読売新聞　2011年11月22日

# 地裁、「開示」巡り来月判断

## 袴田死刑囚供述録音テープ

「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検がこれまで開示していなかった袴田巌死刑囚(75)の供述録音テープや供述調書などの新証拠について、静岡地裁が12月中旬までに、同地検に開示を求めるかを判断する方針であることが21日、わかった。地裁、地検、弁護団による3者協議後、弁護団が記者会見で明らかにした。



開示された袴田死刑囚逮捕時の家宅捜索写真を見せる弁護団の小川事務局長（21日午後、静岡市葵区追手町の県弁護士会館で）

第2次再審請求を巡っては、地検が今月16日、これまで明らかにしていなかった供述録音テープなどの存在を認めたが、地検は「再審請求の争点となっている『5点の衣類』とは関係ない」として、弁護団の開示要求を拒否している。

西嶋勝彦・弁護団長によると、地検はこの日の協議で、袴田死刑囚の供述を録音したテープは一本であること、逮捕前後の供述調書が約10通あることを明かした。この中には、袴田死刑囚が犯行を自供したもの、犯行を否認したものが含まれるという。これらの新証拠が、再審の実現につながるかは不明だが、地裁は12月2日までに地検から詳細な説明を受けたうえで、「裁判所として一定の判断を示す」との意向を示したという。弁護団の小川秀世・事務局長は「裁判所は再審請求での証拠開示を重要視してきており、今回の3者協議は大きな前進」と語った。

一方、地検は21日、袴田死刑囚の逮捕時の家宅捜索写真や、関係者の供述調書などを開示した。

次回の3者協議は来年2月3日の予定。

毎日新聞　2011年11月22日

# 弁護団、開示勧告に期待

## 地裁が時期明示を要請

### 囚人音刑録べ死調田り袴取



開示された写真やそのネガを見せる弁護団事務局長の小川秀世弁護士(右)。左は西嶋勝彦弁護団長

1966年に旧清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、静岡地裁、静岡地検、弁護団による11回目の3者協議が21日、同地裁で開かれた。地検が16日の意見書で存在を明らかにした袴田厳死刑囚(75)の取り調べを録音したテープについて、地裁は12月2日までに録音時期を明らかにするよう検察側に要請。弁護団は「テープの開示へ向け前進」と裁判所による開示勧告に期待を表明した。

協議後に会見した弁護団によると、地検側はテープや、公判に未提出の約10通の調書などが作成された時期について、詳細は答えなかった。ただ調書などについては、袴田死刑囚が任意で取り調べを受けた▽容疑を否認した▽「自白」した――の三つの時点のものがそれぞれあるという。

「12月中旬までに何らかの判断をする」という地裁の発言について、弁護団事務局長の小川秀世弁護士は、「裁判所が開示の勧告や命令を出す準備をしたと解釈している。我々も強く開示を求めていきたい」と話した。

地検は、「（再審請求の新証拠の）5点の衣類に関係ない」とテープや調書などの開示に応じない方針を示している。

この日は、地検から従業員寮の部屋を家宅捜索した際の写真や、袴田死刑囚の犯行着衣とされている5点の衣類に関する捜査をした警察官の供述調書などの証拠が弁護団に開示された。

一方、弁護団は、第2次再審請求に入って5回目の補充書を提出した。

補充書で弁護団は、▽被害者の家にあったはずの電話機や包丁に関して、捜査報告書でほとんど触れられていない▽事件から3日後に袴田死刑囚の部屋から見つかったパジャマについて、肉眼では血が確認できないのに「血のついたパジャマ」と県警が情報を流し報道された――などに触れ、事件直後から県警が袴田死刑囚を犯人視した捜査をしていたと指摘した。

次回協議は来年2月3日に開かれる。【平塚雄太】

日経新聞　2011年12月6日

# 袴田事件の証拠176点を開示へ

## 地裁勧告受け静岡地検

1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、静岡地裁は5日、袴田厳死刑囚（75）の取り調べの録音テープや供述調書などの未開示証拠176点を開示するよう静岡地検に勧告した。地検は同日、勧告受け入れを決定。来週にも開かれる臨時3者協議で開示する。

袴田事件で地裁が証拠開示勧告をするのは初めて。弁護団が開示を求めた証拠のうち、存在が確認されたものは全て開示されることになり、再審請求審の行方に大きく影響しそうだ。

地検などによると、開示勧告の対象となったのは、県警が起訴後の66年9月21日に袴田死刑囚の取り調べを録音したテープ1本と、同年7月4日～9月30日の供述調書など約30通、現場の写真とネガ計約80枚など。

# 着衣関連の証拠
# 地検が一部開示
## 袴田事件、第2次再審請求審



静岡地検が開示した家宅捜索時の写真などについて説明する弁護団＝静岡市葵区の県法律会館

静岡市清水区（旧清水市）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で静岡地裁、静岡地検、弁護団の三者協議が21日あり、地検は犯行時の着衣とする「5点の衣類」に関連する証拠の一部を開示した。

弁護団によると、地検は、その他の証拠の開示を拒否したが、地裁は証拠開示勧告・命令を出すのに必要な証拠の表題や作成日を12月2日までに回答するよう地検に指示。弁護団は地裁が勧告・命令を行えば、さらに捜査の実態が明らかになると期待を寄せた。

弁護団によると、開示されたのは、袴田厳死刑囚(75)の自室などの捜索時の写真やネガ、「5点の衣類」と袴田死刑囚の関連について関係者が供述した証拠など。弁護団は今後、内容を検証していくとした。

また地検はこの日、16日に提出した意見書で存在を認めながら非開示とした袴田死刑囚の取り調べの録音テープについて、本数は1本であると説明。さらに未開示の袴田死刑囚の供述調書などが10点程度あるとした。調書の内容は、容疑を否認したものも、認めたものもあるという。

ただ地検は、これらの証拠は、弁護団が再審請求の理由とする「『5点の衣類』は捜査機関の捏造」という争点とは関係が無いなどとして内容の開示は拒否している。

弁護団もこの日、事件の中心的な証拠はいずれも「捜査機関による捏造」と主張する再審請求理由補充書を同地裁に提出した。

朝日新聞　2011年11月22日

# 袴田死刑囚の否認調書存在
# 「再審実現へ良い材料」
## 弁護団

「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検が30日、静岡地裁に提出した意見書で、袴田厳死刑囚(75)の否認調書が14通存在することがわかった。同地検はこれまでの裁判で、袴田死刑囚が犯行を認めた自白調書しか存在を明らかにしていなかった。

意見書で、地検が明らかにした調書は計34通。弁護団によると、34通のうち、否認調書が14通、自白調書が20通あるとみられる。これまでの裁判で存在が明らかになっている45通の自白調書と合わせ、調書は約80通存在することになる。

弁護団の小川秀世事務局長は14通の否認調書について、「否認調書と自白調書が両方あるのは、再審請求において非常に良い材料」と話す。否認調書と自白調書の矛盾を追及することで、再審の実現につながる可能性が高まるためだ。弁護団は、全34通の調書について、地検に開示を命じるよう地裁に求めていく意向を示した。

また、福井市で1986年、女子中学生(当時15歳)が殺害された「福井女子中学生殺害事件」を巡る再審請求で、名古屋高裁金沢支部が30日、再審開始を決定したことについて、小川事務局長は「開示された新証拠が再審を決定的にした。再審のあるべき道筋を示した事例で、追い風になる」と評価した。

このほか、地検が存在を明らかにした取り調べの録音テープの録音日は、袴田死刑囚の自白後とされる1966年9月21日だったこともわかった。

読売新聞　2011年12月1日

静岡新聞　2011年12月6日
静岡新聞　2011年11月22日



3者協議の内容について会見で説明する弁護団
＝21日午後、静岡市葵区の県弁護士会館

## 袴田事件

# 証拠開示勧告判断へ

## 静岡地裁 来月にも、テープなど

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者協議が21日、同地裁であり、弁護団が開示を求めている袴田巌死刑囚(75)の取り調べの録音テープや供述調書などについて、地裁は12月中旬にも、検察側に対して証拠開示勧告をするかどうかを判断する方針を示した。協議後、弁護団が明らかにした。

検察側は16日に地裁に提出した意見書で、録音テープなどの存在を初めて認めたが、「開示できない」として、作成時期や内容は明らかにしなかった。弁護団によると、地裁は21日の協議で、こうした証拠の標目や日付などを12月2日までに報告するよう検察側に要請した。報告を基に、証拠開示勧告について判断するという。

協議での検察側の説明では、録音テープは1本。供述調書約10通には否認調書や自白調書があり、逮捕前の任意捜査段階の調書も含まれている。

裁判所による証拠開示勧告は、他の再審請求事件でも行われている。弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「地裁が証拠開示について回答や説明を求めたのは、勧告か命令を出す準備と思っている」と述べた。

同日の協議で、検察側は犯行着衣とされる「5点の衣類」に関するみそ製造会社同僚の供述調書、従業員寮の写真などを新たに開示した。弁護団は5回目の「再審請求理由補充書」を提出し、「初期段階から不当な捜査が行われた」と訴えた。

# 証拠開示「力強い支え」

## 袴田事件

袴田事件の未開示証拠が開示される方向になったことを受け、袴田巌死刑囚(75)の弁護団の小川秀世弁護士は5日、「開示される証拠は意味のあるものが多い。（再審開始に向け）本当に力強い」と評価した。

弁護団などによると、開示されるのは弁護団が求めてきた未開示証拠のうち、地検が存在を認めたものすべて。袴田死刑囚の供述調書のほか、警察官の捜査報告や事件現場の写真などが含まれている。

地裁の勧告決定を受けて県庁内で記者会見した小川弁護士は「検察は弁護団の主張をくんですべて開示すると回答した。地裁の勧告は英断で、時代が変わったと強く感じた」と述べ、「先月末、福井県の女子中学生殺害事件で再審が決定したことも開示への動きを後押ししたようだ。開示される証拠はこちらの主張を強く支えるものとなる」と今後の展開に大きな期待をにじませた。

小川弁護士は「検察が証拠を隠していれば大問題。当たり前のことがようやく当たり前に認知されるようになった。28年（弁護を）やってきてこのような展開になるとは思わなかった」と語った。

証拠は来週にも開かれる3者協議の場で開示される見通し。さらに下旬には「5点の衣類」などについて行われた2度目のDNA鑑定の結果が出る見込み。

■袴田事件　昭和41年6月30日未明、清水市（現・静岡市）のみそ製造会社専務方から出火、焼け跡から一家4人の遺体が見つかった。県警は同年8月、強盗殺人などの疑いで従業員の袴田巌死刑囚を逮捕。いったん自白したが、公判で無実を主張。42年8月、工場のみそタンクから血痕の付いた衣類5点が発見され、静岡地裁は43年に死刑判決を言い渡し、55年に最高裁で確定した。56年に再審請求したが、静岡地裁、東京高裁で棄却され、平成20年に最高裁も特別抗告を棄却。姉の秀子さんが同年、第2次再審請求を申し立てた。

# 録音 自白の可能性

## 地検、テープ日付明かす

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年六月、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、静岡地検は三十日、袴田巌死刑囚(ヒ)の取り調べを録音したテープについて、録音された日付を同年九月二十一日とする意見書を静岡地裁に提出した。日付から録音内容は自白とみられるという。

弁護団の小川秀世弁護士が、県庁で記者会見して明らかにした。逮捕直後から犯行を否認していた袴田死刑囚は、同年九月六日に自白に転じたとされる。小川弁護士は「過去の事件でも、自白の録音テープが、被告人が犯人のふりをしていることを明らかにし、無罪の証拠になったケースがある」と指摘。「裁判所がテープを含む証拠を開示するように勧告を出してほしい」と訴えた。

テープは、逮捕直後の六六年八月の新聞記事で「供述の一つ一つを隠しマイクで録音」との記述があったことから、弁護団が取り調べの録音テープが存在するはずとして開示を請求。地検側は十一月十六日、テープの存在を明かしたが、開示は拒否している。

地裁は十二月中にも、地検が存在を明かした証拠について、開示を勧告するかどうかの判断をするという。

検察の意見書ではほかに、約三十通の供述調書などで作成者や作成時期が示された。このうち、九月六日以前に作成され、否認しているとみられる供述調書の存在が初めて明らかにされた。

中日新聞　2011年12月1日

# 袴田死刑囚 否認調書が存在

昭和41年に一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検は30日、事件当時の袴田巌死刑囚(75)の否認調書や自白調書とみられる供述調書などの存在を認める書類を静岡地裁に提出した。袴田死刑囚の弁護団が同日、明らかにした。

弁護団は「否認調書がこれまでまったくなかった。重要な資料になり得る。裁判所に開示を勧告してもらいたい」と述べた。

弁護団によると、同年9月6日に自白したとされるが、これまでの裁判で出されていない6日以降の供述調書がさらに20通あったことが今回、判明したという。

取り調べを録音したテープについては、録音された時期や詳しい内容が不明だったが、今回の提出資料で、9月21日だったことも分かったという。

産経新聞　2011年12月1日
中日新聞　2011年12月1日

# 袴田事件「いい流れ」

## 弁護団や姉 証拠開示に期待

### 供述テープは 自供後に録音

袴田事件、地検が回答

静岡市清水区（旧清水市）で1966年に一家4人を殺害したとして死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地検は30日、非開示としている袴田死刑囚の供述の録音テープ1巻は自供後の取り調べを録音したものであることや、非開示の供述調書などの文書が34通存在することなどを示す意見書を静岡地裁に提出した。

弁護団から開示勧告・命令を求められた地裁（原田保孝裁判長）が、地検に対し、非開示の証拠について、表題や作成日を回答するよう指示していた。

袴田巌死刑囚(ヒ)の弁護団の小川秀世弁護士は「ここに来て、足利、布川、福井事件と、再審決定の大きな流れができている」と指摘する。

袴田事件の再審請求審で、検察側は昨年九月、犯行時の着衣とされる衣類のカラー写真などの未開示証拠を開示した。その一方で、袴田死刑囚の否認調書や取り調べの録音テープなどについては開示を拒否。弁護団は再審につながる新証拠になるとして、テープや否認調書などの証拠開示を求めている。

小川弁護士は「福井事件は証拠開示が認められて新証拠がたくさん出てきたことで、再審決定を勝ち取った。袴田事件でも新証拠の開示によって、自白供述が見直されるきっかけになるのではないか」と期待を寄せた。

一方、袴田死刑囚の姉の秀子さん(七)は「前川さんも大変だったろうと思う。袴田事件の再審請求をしている立場としては、福井事件の再審決定は非常に喜ばしく、うれしく感じる。再審決定のいい流れをつなげていきたい」と話した。

朝日新聞　2011年12月1日

静岡・袴田事件

# 「自白」テープ開示を

## 県本部が裁判所に要請

再審をめぐって静岡地裁で審理がおこなわれている静岡・袴田事件で、11月16日、袴田巖さんの「自白」を録音したテープが存在することが明らかになりました。

テープの存在は、静岡地検が提出した意見書の中で明らかになったもので、ウソの「自白」調書が作成されたいきさつや、取調べの内容を明らかにするうえで欠かせない証拠です。弁護団は、「自白の任意性を客観的に明らかにできる証拠だ」として開示を求めていますが、検察側は開示を拒否する姿勢を見せています。

こうした状況を受けて、国民救援会静岡県本部は11月22日、静岡地裁に対して申し入れをおこない、「自白」テープの開示も含め、検察が隠し持っているすべての証拠の開示命令を出すよう要請しました。

救援新聞　2011年12月5日

袴田事件

# テープは「起訴後作成」

## 第2次再審請求審で検察側

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、検察側が存在を認めた袴田巖死刑囚(75)の取り調べ録音テープが、強盗殺人罪などで起訴された後に作成されたことが30日、分かった。静岡地検が同日、未開示証拠の作成日などを報告したのを受け、弁護団が会見で明らかにした。

報告によると、録音テープは1巻で、66年9月21日の県警警察官による取り調べが録音されている。袴田死刑囚は同年8月18日の逮捕後に容疑を否認したが、勾留中の9月6日に犯行を自白したとされる。9月9日に起訴された。

弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「テープは自白した内容と思われるが、記録された警察とのやりとりの様子が、無実の証拠になる可能性がある」と話した。逮捕前から起訴後にかけて約30通あることが分かった袴田死刑囚の供述調書などの証拠と併せ、地裁が地検に対して開示を勧告するよう求める考えを示した。

検察側はこれまでに、テープや供述調書などについて「開示できない」としている。同地検の千葉雄一郎次席検事は30日の会見で、証拠開示について「全国的に一定のルールに基づいて対応している」と述べた。

静岡新聞　2011年12月1日

袴田事件 取り調べテープ

# 地検「起訴後に録音」

## 弁護団「無実の証拠」期待

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、存在が明らかになった袴田巖死刑囚(75)の取り調べテープは、袴田死刑囚が起訴された後の66年9月21日に録音されたことが分かった。静岡地検が30日、静岡地裁からの照会に対し意見書で回答した。意見書を会見で明らかにした弁護団の小川秀世弁護士によると、公判に未提出の調書などが約30通作成されていたことも新たに判明した。

録音テープが自白したとされる66年9月6日より後の日付で作成されていたことから、小川弁護士は、「（袴田死刑囚が）犯人のふりをして供述している部分があるはず。他の事件でも任意性の立証のため検察側から提出された自白テープが、逆に被告に有利になった例があり、無実の証拠になる可能性がある」として、検察側に開示を求めていく。

また、公判で未提出だった供述調書など約30通のうち、約10通は自白したとされる日付より前で否認とみられ、残り約20通は録音テープと同様、自白の内容とみられるという。

いずれも検察側は、「再審請求の内容と無関係」として開示を拒否しているが、小川弁護士は、「公判段階の45通の自白調書と合わせて65通の自白調書が作成されていたことになり、いかに勾留中の袴田死刑囚に過剰な調べを行っていたかが分かる。否認と自白の両方の調書が加わり、再審の開始に向けいい材料になるはず」と、裁判所の証拠開示勧告に期待した。

【西嶋正信】

毎日新聞　2011年12月1日

# 袴田事件176点証拠開示へ

## 静岡地検 地裁勧告、受け入れ

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁は5日、弁護団が開示を求めていた袴田厳死刑囚(75)の取り調べの録音テープなど計176点を開示するよう、静岡地検に勧告した。同事件の再審請求審で地裁の証拠開示勧告は初めて。勧告を受け、地検は同日、これら全てについて地裁に提出することを決めた。

開示されるのは、弁護団がこれまでに開示を求めた録音テープや、袴田死刑囚の供述調書、捜査報告書など。地裁は8月に開いた地検、弁護団との3者協議で、これらの証拠の存否や開示の可否などを検察側に打診した。

検察側は11月までに、一部は開示に応じたが、録音テープや供述調書については作成時期などを明らかにしただけで「必要がなく開示できない」と回答していた。弁護団は「無実の証明につながる」として、地裁に対して勧告するよう求めていた。

2008年から続いている第2次再審請求審で、検察側は10年9月以降、確定判決で犯行着衣とされた「5点の衣類」に関する証拠に限り、弁護団が求めた証拠を開示。弁護団は、5点の衣類が「捜査機関のねつ造」と主張し、証拠の全面開示を求めていた。

### 証人の調書作成 静岡地検が要請

弁護側が批判、撤回

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求審で、袴田厳死刑囚(75)の弁護団が証人尋問を申請した70代の男性について、静岡地検が調書作成を要請していたことが5日、分かった。弁護団の証人申請に対しては、地検は5月に「必要ない」とする意見書を提出し、拒否していた。

弁護団は「証言を得る必要があれば裁判所で行うべきだ」とする緊急申し入れ書を静岡地裁に提出、地検は要請を撤回した。

男性は、袴田死刑囚が犯行時に着用していたとされるズボンの製造会社の元従業員。弁護団は「ズボンは袴田死刑囚のはけないサイズ」として再審請求理由の一つに挙げ、男性の証人尋問を申し立てていたが、実現していない。

静岡新聞夕刊　2011年12月5日

東京新聞　2011年12月6日

## 袴田事件 176点の証拠開示へ

### 録音テープなど 地検、勧告受け

一九六六年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、静岡地裁は五日、袴田厳死刑囚(七五)の取り調べの様子を録音したテープや供述調書など未開示証拠百七十六点を開示するよう、静岡地検に勧告した。地検は同日、勧告を受け入れると発表した。

弁護団の小川秀世弁護士は記者会見し「裁判所と検察庁が変わった。証拠開示で事件の審理に協力してくれるようになった」と評価か、供述調書約三十通、現場などの写真やネガ計約百二十点など。

録音テープなどについて、地検はこれまで「（刑事訴訟法が再審の要件としている）新証拠の新規性や明白性を判断する上で関連性がない」と開示を拒否していた。

静岡地裁で来週にも地裁と地検、弁護団が話し合う三者協議が開かれ、その場で地検側が地裁と弁護団に証拠を開示。弁護団は開示証拠を精査し、再審につながる新たな証拠の発見を目指す。

袴田事件では、静岡地裁が八月から、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされてきた衣類のDNA型の再鑑定を実施。結果は今月下旬にも明らかになる見通し。

袴田事件で地裁が証拠開示を勧告するのは初めて。開示されるのは、袴田死刑囚の弁護団が今年八月までに開示を求めた証拠のうち、地検側が存在を認めた全ての証拠。起訴後の六六年九月に録音したテープ一本のほか、

# 袴田事件 証拠176点開示へ

## 「裁判所と検察変わった」

### 弁護団 再審目指し精査へ

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、静岡地裁は五日、袴田巌死刑囚（七五）の取り調べの様子を録音したテープや供述調書など未開示証拠百七十六点を開示するよう、静岡地検に勧告した。地検は同日、勧告を受け入れると発表した。



静岡地裁の開示勧告について会見する弁護団の小川秀世弁護士＝5日、県庁で

弁護団の小川秀世弁護士は静岡県庁で記者会見し「裁判所と検察庁が変わった。証拠開示で事件の審理に協力してくれるようになった」と評価した。

袴田事件で地裁が証拠開示勧告をするのは初めて。開示されるのは、袴田死刑囚の弁護団が今年八月までに開示を求めた証拠のうち、地検側が存在を認めた全ての証拠。

起訴後の六六年九月に録音したテープ一本のほか、供述調書約三十通、現場などの写真やネガ計約百二十点など。録音テープなどについて、地検はこれまで「（刑事訴訟法が再審の要件としている）新証拠の新規性や明白性を判断する上で関連性がない」と開示を拒否していた。

勧告を受けて、静岡地裁で来週中にも、地裁と地検、弁護団が話し合う三者協議が開かれ、その場で地検側が地裁と弁護団に証拠を開示。弁護団は今後、開示証拠を精査し、再審につながる新たな証拠の発見を目指す。

袴田事件をめぐっては静岡地裁が八月から犯行時の着衣とされてきた衣類についてDNA型の再鑑定を実施。今月下旬にも結果が明らかになる見通し。

裁判所の判断尊重

次席検事が見解

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は五日、報道各社の取材に応じ「裁判所の判断を尊重し、誠実に対応した」と勧告受け入れの理由を述べた。

地検はこれまで、取り調べの録音テープなどの開示を拒否していたが、千葉次席検事は「法解釈の仕切り役は裁判所なので、地検が勧告に応じる十分な理由があると考えた」と説明した。

## 司法改革の流れ影響

袴田事件の証拠開示をめぐる長年の争いが決着した。「再審請求とは関連性がない」とかたくなだった静岡地検を一転、開示へと突き動かした背景には、静岡地裁の強い態度がある。

日本の刑事裁判は長年、証拠開示を拒否する検察側を裁判所が事実上、黙認することが多かった。だが近年の司法改革の流れが、そんな裁判所の姿勢を変えたと指摘する専門家は多い。

裁判員裁判の導入に向け、二〇〇五年から公判前整理手続きが始まり、検察官は争点に関する証拠を原則、開示しなければならなくなった。再審事件では適用されないが、再審請求審に携わる裁判官らの証拠開示に対する姿勢に大きく影響しているのは間違いない。

十一月二十日に再審開始決定が出た「福井女子中学生殺害事件」では、裁判所の勧告に基づいて開示された証拠が、再審開始につながる判断材料の一つとなった。埼玉県で女子高生が殺害された「狭山事件」でも昨年五月、勧告に応じた検察側が供述の録音テープなどを開示した。

袴田死刑囚の弁護団の小川秀世弁護士は「二つの事件がつけた道筋に、今回の開示勧告はのっとった」と話す。

元裁判官の木谷明・法政大法科大学院教授（刑事法）は「世論もだんだんと検察の証拠隠しを許さないという方向になっており、裁判所の開示勧告も当然の流れ」と指摘している。（加藤隆士）

中日新聞　2011年12月6日

## 地検「裁判所の勧告あれば開示」

### 袴田事件全証拠

1966年に4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、5日に静岡地裁に勧告されたすべての証拠開示を決めたことについて、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は7日の定例会見で、「（証拠が必要かどうかの）決定は裁判所の専権事項だ」と述べ、裁判所の勧告があれば開示に応じる意向を示した。

弁護団からの証拠開示請求に対し、「再審請求に関係ない」と地検が判断した証拠は拒否してきた。「隠す意図は一切ない。袴田死刑囚の供述を録音したテープを例にとると、確定判決では供述はほとんど認められておらず、有罪とした根拠と関連がない」と指摘した。その上で、「弁護側が、開示の必要があるような主張をしていただければ、いつでも開示する考えはある」と話した。【平塚雄太】

毎日新聞　2011年12月8日

2011年(平成23年)12月6日(火曜日)　東京新聞　朝刊

# 再審開始へ高まる期待

## 袴田事件で地検 証拠開示へ

### 弁護団「地裁勧告、英断だ」

「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁の開示勧告を受け、静岡地検は供述調書など計176点の証拠を開示すると発表した。弁護団によると、地裁が地検に証拠開示するよう求めた勧告は初めて。弁護団は、福井女子中学生殺害事件の再審開始決定が追い風になったとみており、「逮捕の根拠を否定する証拠が出てくる可能性がある」と期待感を示した。



記者会見する弁護団の小川事務局長（5日午後、県庁東館で）

「裁判官の英断だ」。5日、記者会見を開いた弁護団の小川秀世・事務局長は地裁の勧告を高く評価した。

新たに開示されるのは、袴田巌死刑囚(75)の取り調べ録音テープや弁解録取書、現場写真など。この中には、袴田死刑囚が犯行を認めた自白調書と犯行を否認した調書が含まれる。弁護団は、自白調書と否認調書の矛盾を追及することで、自白が強要されたものであることを明らかにしていく考えだ。

このほか、逮捕の根拠とされたパジャマに付いていた血痕に関する鑑定結果も開示されるため、逮捕の不当性を指摘できる可能性があるという。

小川事務局長は、福井市で1986年、女子中学生(当時15歳)が殺害された「福井女子中学生殺害事件」を巡る再審請求で、名古屋高裁金沢支部が11月に再審開始を決定したことに触れ、「地裁の勧告で開示された証拠が再審開始につながった好事例。地裁や地検の証拠開示への姿勢に影響を与えているのは間違いない」と分析した。

これに対し、静岡地検の千葉雄一郎・次席検事は5日、「裁判所の判断に誠実に対応し、開示に応じた」と語った。

勧告を受け、地裁と地検、弁護団で作る臨時の3者協議が来週中にも開かれ、証拠が開示される見通し。

第2次再審請求の証拠開示を巡っては、地検が11月16日に存在を明らかにしたこれらの供述調書などについて、「再審請求の争点とは関係ない」として開示を拒否していた。

#### 適切な審理に道開く

布川事件で再審開始を支持する決定を出した元東京高裁部総括判事・門野博・法政大教授の話「新証拠を総合的に判断して再審が決定した『福井女子中学生殺害事件』と同じ経過で、適切な審理への道を開いた今回の勧告は評価できる。05年に始まった公判前整理手続きでは、争点に関わる証拠を原則開示する義務があるが、再審請求審でも、検察は幅広く証拠を開示し、公正な審理に貢献するべきだ」

東京新聞　2011年12月6日

## 袴田事件の証拠開示へ

検察が176点

一九六六年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、静岡地裁は五日、袴田巌死刑囚(七五)の取り調べの様子を録音したテープや供述調書など未開示証拠百七十六点を開示するよう、静岡地検に勧告した。地検は同日、勧告を受け入れると発表した。

弁護団の小川秀世弁護士は記者会見し「裁判所と検察庁が変わった。証拠開示で協力してくれるようになった」と評価した。

袴田事件で地裁が証拠開示を勧告するのは初めて。開示されるのは、袴田死刑囚の弁護団が今年八月までに開示を求めた証拠のうち地検側が存在を認めた全ての証拠。起訴後の六六年九月に録音したテープ一本のほか、供述調書約二十通、現場などの写真やネガ計約百二十点など。

# 「再審開始に向け一歩」

## 袴田事件 証拠開示へ 弁護団が期待感

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地検が静岡地裁の証拠開示勧告を受け入れたことを受け、袴田巌死刑囚（75）の弁護団は5日、「再審開始に向けて力強い一歩を踏み出した」と強い期待感を示した。

地検が新たに開示するのは、県警警察官による袴田死刑囚の取り調べ録音テープ1本や供述調書など約30通、現場の写真やネガ計約80枚、逮捕の重要証拠となったパジャマの鑑定書など計176点。弁護団によると、来週中にも開かれる地裁、地検、弁護団の3者協議で開示される。



証拠開示勧告を静岡地検が受け入れたことを受け、会見する弁護団事務局長の小川秀世弁護士＝5日午後、県庁

会見した弁護団事務局長の小川秀世弁護士は、地検がこれまで開示対象を限定していたことに触れ「検察が『5点の衣類』という枠を突破したのは意義深い。録音テープや供述調書は特に注目すべきもの」と評価した。

一方、同地検の千葉雄一郎次席検事は取材に「裁判所が開示すべきと判断したので、それを尊重して誠実に対応した」と述べた。

元裁判官で法政大法科大学院の木谷明教授は「『通常の公判手続きと同様、再審請求審でも検察側に積極的な証拠開示を義務付けるべき』との考えで地裁は証拠開示勧告した」との見方を示し、「ブラックボックスだった検察の手持ち証拠が明らかになるのは、再審請求審では大変意義深い。審理のスピードは増し、弁護側にとっては再審開始決定への大きな弾みとなるだろう」と話した。

静岡新聞　2011年12月6日

朝日新聞　2011年12月6日

袴田事件 地裁が証拠開示勧告

# 「再審への一歩」

## 弁護側

静岡市清水区（旧清水市）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求。176点の証拠開示を命じた5日の静岡地裁（原田保孝裁判長）勧告を静岡地検が受け入れると表明したことについて、弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「事件は再審へ力強い一歩を踏み出した」と語った。来週にも証拠開示が実現する見通しという。

弁護団によると、袴田事件での開示勧告は初めて。小川弁護士は「裁判所の英断を高く評価する。受け入れた検察庁にも敬意を表したい」と話した。

地裁が開示勧告し、地検が開示する方針を示した176点の証拠には、起訴後の取り調べで袴田巌死刑囚（75）の自供を録音したとみられるテープ1巻▽逮捕後の否認時や、自白に転じた後の非開示の供述調書などの文書34通▽袴田死刑囚の逮捕につながる血の付いたパジャマに対する警察庁科学警察研究所の鑑定結果などが含まれる。

弁護団は、テープ1巻や供述調書など34通について「無実の人の供述なのだから、誘導や矛盾があるはずだ」と期待。科警研の鑑定には「逮捕の根拠となったのが、県警の科捜研によるパジャマの血液型鑑定。だが、鑑定能力が高いはずの科警研では鑑定不能という結果だった。検証したい」と話した。

地検は「正当な理由さえあればいつでも証拠開示する。今回は裁判所の開示勧告という判断を尊重した」としている。

## 袴田再審請求

# 検察、証人の聴取画策

### 弁護側申請 尋問拒否後 有利な調書作成狙う？

1966年に静岡県旧清水市（静岡市清水区）で4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求で、弁護側が証人尋問を申請した70代男性を巡り、静岡地検が申請に反対する一方で先月、男性を電話で呼び出して調書を作ろうとしていたことが分かった。察知した弁護団の批判を受け、地検は呼び出しを撤回した。専門家は「証人に不当なプレッシャーをかける不公正なやり方だ」と指摘している。

男性は、袴田巌死刑囚(75)が犯行時にはいたとされるズボンの製造会社元従業員。弁護団は「小さすぎて袴田死刑囚の物ではない」と主張、冤罪の根拠の一つに位置づけている。昨年12月の証拠開示で、ズボンの「サイズ」だと確定判決で認定された表示が「色」を示すと判明したことから、ズボンについて男性の証人尋問を弁護団は申請。地検は今年5月の意見書で「必要ない」と反対、尋問は実現していない。

ところが地検は先月21日に男性に電話、弁護団は即日「裁判手続きを軽んじる行為」と批判する緊急申し入れ書を地裁に出した。

これに対し地検も意見書を出し「男性が証拠提出した布地のサンプルについて聞こうとした。立証趣旨が異なる」として、尋問拒否と男性呼び出しは矛盾しないと反論。「無用の紛議を避けるため」呼び出しを撤回した、としている。

元東京高裁判事で法政大学法科大学院の木谷明教授は「検察側に有利な調書を作っておいて、再審請求の証人尋問で矛盾する内容を証言したら、偽証罪で逮捕・起訴することも考えられる。そういうプレッシャーをかけて、弁護側が期待する証言をつぶすことになりかねない」と話している。【平塚雄太】

毎日新聞　2011年12月5日




袴田厳死刑囚の再審開始を訴える姉の秀子さん＝6日午後、東京都千代田区

静岡新聞　2011年12月7日

# 証拠開示、12日に

### 袴田事件 第2次再審請求 臨時3者協議で

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁、静岡地検、袴田厳死刑囚(75)の弁護団による臨時の3者協議が12日に開かれることが6日、決まった。

地裁は5日、弁護団が開示を求め、存在が確認された全ての証拠を開示するよう地検に勧告した。勧告を受け入れた地検が、袴田死刑囚を起訴後に県警が取り調べた際の録音テープや、逮捕前から起訴後にかけての供述調書など計176点を開示する。

第2次再審請求審では地裁が8月から、犯行着衣とされた「5点の衣類」に付着した血痕のDNA型鑑定を実施している。鑑定結果は今月下旬にも判明する見通し。

## 「再審つながる」

### 袴田死刑囚姉が会見

袴田事件で、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)の姉秀子さん(78)が6日、東京都内で開かれた死刑廃止団体の記者会見に出席し、未開示証拠の開示を静岡地検に求めた静岡地裁の勧告について「大変ありがたい。再審開始につながる資料が出てくると思う」と述べた。

秀子さんは、福井市の女子中学生殺害事件で再審開始決定が出されたことにも触れ「再審への流れがこちらに向いている。今までで一番いい時機だ」と期待感を示した。

朝日新聞　2011年12月7日

# 非開示証拠 12日に開示

### 袴田事件再審請求

静岡市清水区（旧清水市）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁（原田保孝裁判長）の勧告に基づき、静岡地検が12日午前の三者協議で、非開示の証拠176点を弁護団側に開示することが決まった。6日、弁護団が明らかにした。

読売新聞　2011年12月5日

# 証拠開示勧告受け入れ
# 検察「隠す意図ない」

## 袴田事件 再審請求審

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地検が静岡地裁の証拠開示勧告を受け入れたことについて、同地検の千葉雄一郎次席検事は7日の定例会見で「証拠を隠す意図はない。（弁護側の）具体的主張があれば、いつでも開示する用意がある」と検察側の姿勢を説明した。

地検は当初、袴田巌死刑囚(75)の弁護団が開示を求めた供述調書や取り調べ録音テープなどを開示しなかった。千葉次席検事は、再審請求審での証拠開示について「制度上、開示を求められた証拠が再審を請求する具体的な主張と関連していることが必要」との認識を示し、開示しなかった理由を「確定判決は物証で有罪を認定している。例えば捜査段階の供述内容については関連がないという判断だった」と説明した。

その上で、今回の勧告受け入れは「裁判所ぐって、地裁、地検、弁護団は12日、臨時の3者協議を開く。

静岡新聞　2011年12月8日

# 証拠176点新たに開示へ

## 袴田事件 地検、地裁勧告受け入れ

静岡市清水区（旧・静岡県清水市）で1966年、みそ会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁は5日、袴田巌死刑囚(75)の弁護団が開示を求めていた供述録音テープや供述調書などの証拠について、静岡地検に開示するよう勧告した。地検は同日、勧告を全面的に受け入れると発表した。

新たに開示されるのは、袴田死刑囚の弁解録取書や、凶器とされたクリ小刀など計176点。

第2次再審請求の証拠開示を巡っては、地検が11月16日、これまで明らかにしていなかった供述録音テープなどの存在を認めたが、「再審請求の争点とは関係ない」として開示を拒否していた。

### 弁護側申請証人に
### 地検が聴取を要請

袴田巌死刑囚(75)の弁護団が証人申請しながら地検の反対で尋問が実現しなかった70歳代の男性について、同地検が事情聴取しようとしていたことが5日、弁護団への取材でわかった。弁護団の抗議で聴取は撤回されたが、弁護団は「有利な調書を作ろうとした不当行為」と反発している。

## 袴田死刑囚の姉と支援者
# DNA再鑑定に期待感

「袴田事件」で第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)の姉秀子さん(78)＝浜松市＝と支援者が7日、浜松市役所で会見し、今月中に行われる静岡地検の新たな証拠開示や、静岡地裁による「犯行着衣」に付いた血液のDNA型再鑑定に対し、再審の実現につながる可能性があると期待感を表した。

秀子さんは「再審を求め、長年応援してくれた皆さんに今度こそ良いニュースを伝えられればと願っている」と述べた。一方、今月1日と6日に東京拘置所で袴田死刑囚へ面会を申し入れたものの、本人に断られたことを明らかにし、「毎月面会に訪れているが、もう1年以上会えていない。健康や精神状態が心配」と表情を曇らせた。

袴田死刑囚の支援団体「浜松袴田巌さんを救う会」は18日午後1時から浜松市浜北区中瀬公民館で集会を開き、弁護団の小川秀世弁護士らが再審請求の現状を報告する。問い合わせは濱美邦夫会長〈電053（588）0177〉へ。




再審請求の現状を説明する秀子さん（中央）＝7日、浜松市役所

## 活動報告

10/5　11月集会準備（飯田橋・東京市民ボランティアセンター）
10/7　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
10/8　死刑廃止フォーラム集会で書籍販売（神楽坂・牛込箪笥区民ホール）
10/10 求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
10/11 英国ダブス上院議員懇談会参加（半蔵門・英国大使館）
10/20 ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
10/20 11月集会打合せ（八丁堀・部落解放同盟中央本部）
10/26 弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
10/29 伊藤塾連続講座でビラ配布（渋谷・伊藤塾）
11/2　11月集会準備（飯田橋・東京市民ボランティアセンター）
11/3　東日本新人王決勝戦会場でTシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
11/5　9条フェスタでビラ配布（新御茶ノ水・総評会館）
11/6　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
11/17 11月集会打合せ（八丁堀・部落解放同盟中央本部）
11/18 11月集会準備（横浜・かながわ県民センター）
11/19 求める会集会開催（水天宮前・日本橋公会堂集会室）
11/20 ゴビンダさん支援集会参加（渋谷・金属労働会館）
11/21 三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
11/21 弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
11/29 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
11/29 ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
12/1　狭山集会参加（日比谷・日比谷野音）
12/5　トクホン真闘ジム興行でリングアピール&Tシャツ・書籍販売（水道橋・後楽園ホール）
12/6　死刑反対アジアネットワーク報告書記者説明会参加（新御茶ノ水・アムネスティ事務所）
12/7　取調べ可視化市民集会参加（霞が関・弁護士会館）
12/11『さいしん』42号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
12/11 求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

## 活動予定

### 求める会

12/12 静岡地裁・静岡地検要請行動（静岡）
12/27 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
1/9　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
2/5　『さいしん』43号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

### その他の団体

12/12 第12回三者協議（静岡・静岡地裁）
12/18 浜北集会（浜松・中瀬公民館）
12/22 DNA鑑定結果提出期限
12/22 弁護団事務局会議（霞が関・弁護士会館）
12/26 弁護団勉強会＆弁護団会議＆忘年会（静岡・弁護士会館ほか）
12/27 ボクシング協会支援委員会（水道橋・デニーズ）
1/22　清水集会（清水・清水テルサ）
2/3　第13回三者協議（静岡・静岡地裁）■

## カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎 ★



郵便振替口座番号　00120 3 410592
口座名称　袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019 0410592
口座名称　袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「厳」でも大丈夫です

編集後記　本当に最終ラウンドが来たのか？DNA鑑定の結果如何では、来春にも袴田巖さんが出てこられる局面が来ている…はずだ。さらに証拠開示が進んでいる。この流れは司法がやっとこの裁判を正そうと動き出したように思える。が、それにしても45年の冤罪は長い。長過ぎる。どうしてこの過ちを正すのにこれ程の時間を費やさねばならぬのか。誰の胸三寸なのか。はっきりその責任者を明確にしてもらいたいと思うのは僕だけだろうか。あまりにも長い。長い長い長い長すぎる。僕らの司法はそんな司法だという事を世間は知った方がいい。そして変えよう。こんな司法は子供には残したくない。罪悪だ。Free Hakamada Now!!!■（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円